

下総長部村先祖株組合の

性格に関する一考察 (一)

穴 見 博

一 先祖株組合の性格についての諸見解

先祖株組合は、今からおよそ百二十年前に、大原幽学（一七九七～一八五八年）の着想にもとづいて、下総のいくつかの農村につくられた組織であった。本稿において私は、下総につくられた先祖株組合のうち、特に長部村（現在、千葉県香取郡千鴻町長部）の組合を取り上げ、その組織活動と経済活動の両面について検討しながら、これを、今日の農村協同組合と類似の性格をもつ組織と捉えようとするのである。

ところで、これまで先祖株組合について研究してきた人たちは、先祖株組合の性格をどのように捉えているのであろうか。そこで、以下において、先祖株組合について研究した代表的な

《ノート》 下総長部村先祖株組合の性格に関する一考察

人たちを取り上げて、その見解をうかがうことにしよう。そして、それとともに、これらの見解のひとつひとつについて、その都度、私が必要と考えるコメントを加えていくことにしよう。

まずはじめに、池田淳氏の見解について見ることにしよう。池田氏は、一九一一年の著述において、先祖株組合を、大原幽学が「農村改良の爲になしたる施設」のひとつと捉え、「其先祖株積立、共同購買の如きは今日の産業組合に比して、其施設方法の粗笨不完全なる、固より当時於て免るべからずといへども、独逸国に於ける信用消費組合の祖シウルチェ・デリッツに先つこと十余年、ライファイゼンに先つこと二十五年、而して英国マンチェスターなるロクデール消費組合に先つ数年前に之を唱導るせが如き亦偉ならずとせんや」（傍点引用者）と述べている。

池田氏は、いくつかの村につくられた先祖株組合を一般的に眺めつつ、これを、いくらか「今日の産業組合」に比べうる組織と捉え、そのうえで、かかるものとして見れば、それは、その設立の時期において、ドイツの信用組合よりも早く、また、イギリスの消費組合よりも早いのだ、というのである。しかし、池田氏は、どういう意味で、先祖株組合を「今日の産業組合」に比べうる組織と見るのか、については何もものべていないのであって、この点が、先祖株組合に関する研究にとって、大きな問題として残されることとなったのである。

(一)

つぎに、高倉テル氏の見解について見ることにしよう。高倉氏は、一九三九年の著述において、「世界最初の産業組合は、実に、日本の、千葉県の片いなか、このちっぽけな長部に生れた。……今でも、長部には、当時のままの組合が続いている。名前も、昔のとうり『先祖株組合』と云っている。それは、信用組合であり、また消費組合だ。これは世界で最も古い歴史を持つている産業組合だ」とのべている。⁽³⁾

高倉氏の見解は、私の見るところでは、池田氏の見解を直接にひきつこうとしたものである。ところで、高倉氏は、長部村先祖株組合をさして、「世界最初の産業組合」だといっているのであるが、この見解については、以下にのべるようにいくつかの問題を指摘しておかなければならない。

まず、高倉氏が長部村の組合をさして「産業組合」だ、という点にかかわって問題が生ずる。ここで池田氏の見解を思い起こしてみると、池田氏の見るところでは、一般に先祖株組合は「今日の産業組合」に比べうる組織なのであった。ところが、高倉氏は、もっとはっきりと、長部村の組合は「産業組合」だ、と言い切っているのである。では、一体どういう根拠があつてそのように言い切ることができるのであろうか。これが高倉氏の見解について第一に問題となる点であるが、この点について氏は何も答えるところがないのである。

第二に、高倉氏は、池田氏のように先祖株組合一般について

考えながらいふのではなくて、個別具体的な、長部村先祖株組合という組織をさして、「産業組合」だ、というのである。そうすると、では他の村につくられた先祖株組合についてはどうなのか、ということが当然に問題となる。⁽⁴⁾だが、高倉氏は、この点についても、はっきりと答えるところがないのである。

つぎに、高倉氏が長部村の組合をさして世界最初の「産業組合」だという点にかかわって、問題が生ずる。ここでも、私たちは、池田氏の見解を思い起こしておく必要がある。池田氏は、先祖株組合を「今日の産業組合」に比べうるとすれば、それは、ドイツの信用組合や、イギリスの消費組合よりも早くつくられた組織だ、とのべているのである。私たちは、この池田氏の見解を、それなりに抵抗なしに受け入れることができる。しかし、高倉氏は、長部村の組合を「産業組合」だと断定したうえで、「産業組合」のなかにもずいぶん早くつくられたものがあるが、長部村の組合は、そのなかで最も早くつくられた、「世界最初の産業組合」だ、というのである。

そこで、第三に高倉氏に聞かなければならないのは、かりに一步をゆずって、長部村の組合を「産業組合」だといってよいとしても、果たしてそれは「世界最初の産業組合」だといってよいのかどうか、ということである。

ここで参考のためにいえば、「産業組合」(ここではこの言葉を協同組合の意味に解するでしょう)の歴史に記録される最初

のものは、一七六〇年頃にイギリスで「造船所の政府雇傭の労働者たち」がつくったところの、製粉協同組合だ、といわれている。⁽⁵⁾ もっとも、右の製粉協同組合が今日私たちのいう協同組合と同じ性格のものであったかどうか。この点について確かなことは何もいえない。要するに、どんな組合にせよ、その設立の時期をめぐって世界の首位を争うのは、容易なことではなさそうに思われる。

さて、高倉氏の見解にかかわって、第四に問題としたいのは、長部村の組合をかりに「産業組合」と規定するとしても、「産業組合」という言葉を使うときに、農村協同組合のことを思い浮かべているのか、それとも、都市の消費組合なども含めて、一般的に協同組合という組織のことを思い浮かべているのか、ということである。高倉氏のばあいにはこの点がはっきりしないように思われるのである。

念のためにいえば、「産業組合」という言葉は、現在では余り使われないが、戦前までは、協同組合をさすのによく使われた言葉であった。戦前の協同組合は、その多くが一九〇〇年（明治三十三年）の「産業組合法」の適用を受けてつくられたので、この法律の名前にちなんで、協同組合をさすのに「産業組合」という言葉が支配的に用いられることになったのだ、とみられる。ところで、「産業組合法」によってつくられた組合の大部分は、協同組合ではあるにしても、農村協同組合という名

前で呼ぶ方がいっそう適当な種類の協同組合であった。

だから、「産業組合」という言葉を使うときに、ある人は農村協同組合のことを思い浮かべており、他の人は、一般的に協同組合という組織のことを考えている、ということがよくあったと思われるのである。さて、では、高倉氏についてはどうであらうか。

まず、先に引用した高倉氏の文章を見ることにしよう。これによると、氏は、消費組合の歴史も信用組合の歴史ともに含めて「産業組合」の歴史を考えているのだ、と見られるのであるから、その限りでは、「産業組合」という言葉を使うときに、一般的に協同組合という組織のことを思い浮かべているのだ、と推定されるのである。

しかし、高倉氏は、先の著述を出してから僅かに一年後の一九四〇年の著述においては、「大原幽学は、世界産業組合の祖と信じられている、ドイツのライフアイゼンよりも、数年はやく、今の、千葉県、香取郡に、農村共同組合（先祖株組合）を作った」（かつこ内も高倉氏）とのべている。⁽⁶⁾ 高倉氏のいう「農村共同組合」が、私たちのいう農村協同組合と同じものだとすれば、氏はここでは、協同組合一般ではなくて、農村協同組合のことを考えながら、「産業組合」という言葉を使っているのだ、ということになる。

右に見るように、高倉氏は、「産業組合」という言葉を、協

同組合一般の意味で使うのか、それとも農村協同組合の意味で使うのか、首尾一貫しないのである。しかし、もしかすると、高倉氏の考え方は、一年前の著述にくらべて発展を示し、「千葉県、香取郡」に作られた「先祖株組合」を、農村協同組合と規定することになったのかもしれない。それならそれでもよいが、どういう理由でそのように規定しうるのか、という第五番目の新たな問いかけが高倉氏に対してなされることになる。だが、氏は、氏の一年前の著述に対して私が問いかけた第一番目の問題に答えるところがなかったと同じように、右の第五番目の問いかけに対しても、何も答えるところがないのである。

さて、長部村先祖株組合をさして「世界最初の産業組合」だ、という高倉氏の見解について、いくつかの問題点を指摘してきたのであるが、これらの問題点が明らかにされるのでない限り、私たちは、氏の見解を簡単に容認するわけにはいかない、といわざるをえないのである。

ところで、先祖株組合について研究する人たちのなかには、高倉氏の見解のなかに、先祖株組合を頭から「産業組合」と美化してかかる傾向を読み取って、あからさまにはないにせよ、これに批判的な態度を取ろうとする人が、少なくないように思われる。こういう人たちのなかで、注目に価する見解をのべているのは、中井信彦氏と小林英一氏である。

さて、中井氏と小林氏は、先祖株組合に「産業組合」という

規定を与えることに明確に反対するのではないにせよ、少なくとも、そういうのはつきりとした規定を与えるのをさしあたり留保しながら、むしろこれを、地主または地主体制のための組織と捉える方がよい、と考える点で、共通の立場に立っているようにみえる。

まず中井氏についていえば、氏は、一九五六年の論稿において、先祖株組合に「地主組合」という性格規定を与えている。つまり、氏の見解によれば、江戸時代の末期にみられる「地主組合の結成」や、「商人地主と村方地主との連繫」などの動きは、これを「小作人の抵抗に対する地主側の対応」と見ることででき、尊徳の報徳講も、幽学の先祖株組合も、これを「本質的には同様の地主組合」と規定することができる、というのである。⁽⁷⁾

つぎに小林氏であるが、氏は、一九五八年の論稿において、中井氏の右の「連繫」説に疑問をさしはさみつつ、先祖株組合は何よりも「名主―村方地主体制維持に奉仕」したのだ、という点に注目しなければならぬ、と主張するのである。しかし、先祖株組合を「産業組合」と捉えるのをためらう姿勢を見せている点では、小林氏も、中井氏の立場からそれ程大きく離れてはいない、とみられるのである。

ところで、中井氏や小林氏の見解を、かりに地主組合説と呼ぶことが許されるとすれば、この地主組合説には、つぎのよう

な考え方が含まれているのかもしれない。つまり、先祖株組合は、地主が地主という階級の利益のためにつくったもので、農民が農民自身の利益のために主体的につくったものではなかった、という考え方である。そして、例えば、小林氏は、そういう意味で、先祖株組合に「産業組合」とかの枠を「没分析的に押しつけてはならない」とのべているのかもしれない。⁽⁹⁾

さらにいえば、地主組合説にはつぎのような考え方が含まれているのかもしれない。つまり、産業組合は農民が農民のためにつくる民主的な組織であるから、地主が指導的立場に立つてつくるような「産業組合」はありえないし、もしあったとしても、それは真の意味の「産業組合」とはいえない、という考え方である。ところで、資本主義の時代に入って日本の農村にできた「産業組合」のなかには、地主が指導的立場に立つてつくったものが少なからずあった。こういう「産業組合」は、右の考え方からすれば、真の意味の「産業組合」とはいえないものだ、ということになるのであろうか。⁽¹⁰⁾

要するに、私が地主組合説を唱える人たちにいいたいのは、地主または地主体制のための組織、という性格規定は、「産業組合」という性格規定を少しも排除することにはならないのだ、ということである。

ここで、念のために私自身の立場を明らかにしておくと、私は、一方では、地主組合説を唱える人たちと同じく、先祖株組

合に対して「産業組合」という明確な規定を与えるのを留保しながらも、他方では、先祖株組合を「今日の産業組合」に比べうる組織と捉える、池田氏の立場の方に大いに近づくことなのである。

ただし、池田氏は「産業組合」という言葉に協同組合一般の意味を持たせるようにみえるのであるが、私のばあいには、この言葉に農村協同組合という意味を持たせたいので、先祖株組合を「産業組合」に比べうる組織、と捉えようとするのである。

さて、先祖株組合の性格をどう捉えるかに関し、多くの先輩の見解を参照し、必要と思われるコメントを付してきたのであるが、この辺でそろそろ、長部村先祖株組合の性格に関する私自身の考察に移ることにしよう。

注(1) 一八八九年(明治二二年)に、清和、南堀ノ内、長

部、米込、入野の五ヵ村を合併して莊内村が設置され、翌一八九〇年(明治二三年)に中和村と改称(千葉県地方課編『千葉県町村合併史』上巻、五八三頁。『同右』下巻、六五二頁)。一九五五年(昭和三〇年)に、古城村、中和村、万才村の三ヵ村を合併して千潟町が設置された(『同右』下巻、六五二頁)。

(2) 千葉県内務部編『大原函学』(千葉県、多田屋支店、一九一一年、二三二頁)。この本は、千葉県内務部編

《ノート》 下総長部村先祖株組合の性格に関する一考察 (一)

纂の体裁をとっているが、中身からいえば、当時、千葉県立中学校教諭であった池田淳の著述であることは明らかである。

- (3) 高倉テル『大原幽学・世界で最初に産業組合を作った偉大な殉教者』(東邦書院、一九三九年)、一一～一二頁。

- (4) 先祖株組合は、一八三八年(天保九年)の九月に、まず長部村につくられ、ついで一〇月に、諸徳寺村^{しよとくじ}につづいて一月に、幡谷村^{はたや}と荒海村^{あらみ}につくられた。この点については、中井信彦『大原幽学』(吉川弘文館、一九六三年)、九五～九六頁参照。

- (5) G. D. H. Cole, *A Century of Co-operation*, George Allen & Unwin, 1944, pp. 13-14 (G. D. H. コール著、中央協同組合学園コロール研究会訳『協同組合運動の一世紀』、家の光協会、一九七五年、二〇～二二頁)。

- (6) 高倉テル『大原幽学・長篇小説』(アルス、一九四〇年)、まえがき、一頁。

- (7) 中井信彦稿『商人地主の諸問題』(歴史学研究会編『明治維新と地主制』、岩波書店、一九五六年)、二三〇頁。

- (8) 小林英一稿『大原幽学論』(『思想』四〇七号、一九五八年五月)、二四頁。

- (9) 「同右」。

- (10) 地主の指導によってつくられる産業組合は真の産業組合ではない、というのは、産業組合を美化する思想の裏返しに外ならないであろう。地主の指導によるにせよ、村仲間^{むらなかい}を包みこむ組織としてつくられるならば、それは産業組合という組織のひとつの要件を備えている、といってよいであろう。また、そもそも地主の指導なるものは、村仲間を包みこむ、村仲間のための組織をつくる、という配慮があつてはじめて、村仲間の協力がえられるのであつて、こういう配慮のない指導は、村仲間の受け入れるところとならず、したがってまた、地主が目的とするところの自己の利益も守りえないことになるのであろう。

二 『先祖株惣締高取調帳』

長部村先祖株組合の性格について研究するさいに、私が大きく依拠したのは、この組合の、創立以来の年々の財産と収支を記帳した『先祖株惣締高取調帳』(以下、文中『先祖株取調帳』または単に『取調帳』と略す)である。この資料に依拠するのは当然、と私は当初考えていたので、やや意外な感じを受けたのであるが、調べてみてわかったところでは、この資料についての研究は、これまでのところ、必ずしも十分ではなかったの

である。⁽¹⁾

ところで、『先祖株取調帳』は、その全文とみられるものが、過去において二度も紹介されているのであって、そのひとつは、田尻稻次郎編『幽学全書』の「附録」⁽²⁾のなかに、もうひとつは、千葉県教育会編『大原幽学全集』⁽³⁾のなかに、収められている。しかし、遠藤良太郎氏が所蔵する『先祖株取調帳』の原本とくらべてみるとわかるが、右の二つは、必ずしも原本の忠実な、または正確な紹介、とはいいがたいものである。

そのうえ、本稿においては、私は、『先祖株取調帳』の記事を繰り返して引用するのであるから、引用にさいし、読者に対して参照の便宜をはかる義務があるわけである。したがって、本稿に入るに先立って、『取調帳』の全文を、原本と照合しながら、できるだけ忠実に、かつ正確に紹介しておく、ということが二重の意味で必要となると思われる。そこで、早速、その仕事にとりかかることにしよう。

なお、以下において紹介する『取調帳』の全文中、かっこ内に入れた字句は、すべて紹介者の手による。

先祖株惣締高取調帳

天保十一子年

先祖株纏願人

名主

《ノート》 下総長部村先祖株組合の性格に関する一考察 (一)

伊兵衛

組頭

源兵衛

同 惣右エ門

百姓代

仁右エ門

百姓

五兵衛

嘉右エ門

治兵衛

政右エ門

新左エ門

吉兵衛

忠右エ門

拾耆人

是者不殘幽学門人三御座候

耆人三付金五兩分之地株差出願済ニ相成纏申候

田地反別凡七反三畝ト

此田地代金

五拾五兩

右地株徳米代金

三兩程与相覚申候

《ノート》 下総長部村先祖株組合の性格に關する一考察 (一)

一八八

此金子天保十一子年同十二丑年
兩度先祖株相願候諸人用ニ相用申候

同十二丑年同改願人名前

治郎左エ門

安左エ門

惣左エ門事

茂十郎

右茂十郎儀者安左エ門粹ニ而茂兵衛潰れ家取立候ニ付伊
兵衛安左エ門ノ株差出相統為致置候

仙藏

右仙藏儀者飯倉村利右エ門粹ニ而当村清兵衛潰家取立候
約束ニ而株而已先祖株江加入致し有之候

源左エ門

右源左エ門者吉兵衛弟ニ而治郎兵衛潰家相統致居候者ニ
而右先祖株之儀者伊兵衛吉兵衛ノ差出取立申候

仁兵衛

市右エ門

佐兵衛

清右エ門

右清右エ門儀者和田村新五右エ門次男平次与申者ニ而当
村清右エ門潰家取立相統為致候者ニ御座候

右嘉左エ門儀者青馬村七左エ門粹ニ而当村市郎兵衛潰家
取立候約束ニ而株而已先祖株江加入致し有之候

多左エ門

以上拾壹人幽学門人ニ御座候

新兵衛

後家

末川

右者伊兵衛本家ニ御座候処潰同様ニ付伊兵衛ノ株差出取
立申候

治郎右エ門

右者潰居候処治郎左エ門仁兵衛本家ニ付株而已兩人ノ差
出置候儀ニ而相応之人物有之次第一同相談之上ニ而先祖
株徳米代金を以取立相統為致候筈ニ御座候

治左エ門

右潰れ居候処次兵衛本家ニ付同人ノ株差出有之追而相応
之人物有之節一同相談之上先祖株徳米代金を以家取立相
統為致候筈ニ御座候

ノ拾四軒

子年丑年兩度之願人

合式拾五軒

田地反別式町八畝拾三ト八厘六毛

此株代金

百貳拾兩^{ハツ}

右地株徳米代金

七兩貳分貳朱

此金子ニ而他村江質地ニ入置候を受戻先祖株江質地ニ入
申候

(墨書き下げ札)

字兔田

一 下田六畝拾貳ト

代金五兩貳分貳朱

字坂正

一 下田三畝拾五ト

代金貳兩

反別九畝廿七ト

嘉右エ門

仁右衛門

同十三寅年

田地反別貳町壹反八畝十ト八厘六毛

此株代金

百三拾貳兩貳分貳朱

右地株徳米代金

一 六兩貳分

一 金五拾壹兩貳分

《ノート》 下総長部村先祖株組合の性格に関する一考察 (一)

是ハ先祖株之内八ヶ所寅年暮元地主江受戻ニ相成候儀者

銘々之丹精ニ而修理行届田地格別立直リ候処元地主困窮

者ニ付為受戻候得者取続之為尔も可相成与一同相談之上

右代金伊兵衛立替元地主江為受戻申候

(墨書き下げ札)

是ハ朱ニ而書分

九反六ト

先祖株之内六元地主江受戻ニ相成候分

二口ノ金五拾八兩

内五拾貳兩貳分者

他村江入置候質地受戻先祖株江入レ申候

(墨書き下げ札)

字下田

一 下田三反十貳ト

代金四十兩^ツ

同こしまき

一 下田壹反廿三ト

代金五兩

字兔田

一 下田壹畝廿八ト

代金壹兩貳分

安左衛門

吉兵衛

嘉右衛門

反別ノ四反三畝三ト

五兩貳分者

先祖株地所之内荒地同様之田地修理格別行届候ニ付元地主茂十郎嘉右エ門仁兵衛江此年暮證文為書替増金ニ遣申候

地所立直り候ニ付證文為書替此年暮増金ニ遣シ申候
右壹兩貳分五百八十八文不足之分者
伊兵衛立替置申候

(墨書き下げ札)

此立替金伊兵衛返済可致之处此度取調失念致居候
儀相分り返済後れニ相成候ニ付追而返済可致分

同十四年卯年

同十五辰年

田地反別壹町七反壹畝七ト八厘六毛

田地反別壹町七反壹畝七ト八厘六毛

此株代金

伊兵衛立替分共

百三拾九兩貳朱

此地株代金

右地株德米代金

百四十七兩貳分貳朱

七兩壹分ト五百五拾七文

右地株德米代金

内

九兩貳分ト五百拾四文

壹分

八兩貳分

治助貞次郎行状宜敷相成農業丹精ニ付相談之上為褒賞遣

治兵衛困窮ニ而金子差支ニ付匱田ニ而難決之地所を先

申候尤先祖ノ之褒美与して遣し申候

祖株江質地ニ引受遣し申候

壹分ト三百廿五文

(墨書き下げ札)

佐左衛門小作致し候分之德米可取立之处同人困窮ニ付遣

字かや者

申候

一 下田老反拾四ト五厘 治兵衛

八兩貳分

代金八兩

先祖株地所之内元地主仁兵衛荒地同様之处修理行届格別

字兔田

一 下田老畝ト

嘉右衛門

代金貳分

反別ノ老反老畝十四ト五厘

壹分

治助貞次郎志宜敷村内未熟之もの引立ニ相成候ニ付為褒

美遣し申候

尤先祖々之褒美与して遣し申候

貳朱ト貳百十四文

先祖株諸入用

九兩

先祖株地所之内荒地同様之处修理格別行届地面立直り候

ニ付元地主吉兵衛仁兵衛江此年暮ニ證文為書替直増金ニ

遣し申候

此九兩之義者八兩壹分与五百廿四文不足ニ候得共地所立

直り候处相当増金致し不申候而者外励にも不相成候ニ付

伊兵衛立替増金致し遣し申候

弘化二巳年

田地反別老町八反貳畝貳貳ト三厘六毛

伊兵衛立替ト共

此株代金

百六拾五兩貳朱

右地株德米代金

七兩壹分ト四拾九文

元株德米代共

一 六兩貳分ト七百五十七文

新右エ門

此もの先祖株加入ニ付此株差出候得共未タ願濟ニ無御座

候 天保十四卯年幽学江入門致し戌年破門ニ相成申候

二口ノ金拾三兩壹分貳朱ト八百拾文

内

八兩壹分ト五百廿四文

辰年伊兵衛立替分引

貳朱 諸入用引

差引残而四兩三分貳朱ト壹貫百拾文

字免田

一 下田老反三畝六ト

助左エ門分

同所

一 下田八畝貳貳ト

政右エ門分

ノ貳反老畝廿八ト

此地面之儀者夫々丹精修理致候ニ付外丹精人同様受戻し遣

し不申候而者此丹精人耳捨置候ニ相当り無據右四兩三分貳

朱ト壹貫百十文を元立ニ致し不足之分拾五兩三分貳朱五百

三十八文ハ名主伊兵衛立替他村江質地ニ入置候分受戻し先

祖株ニ入レ申候依之猶々村中田地修理丹精仕候事ニ相成申

候外ニ壹分式朱字宛田下田九畝十ト之地所直増金トして元地主嘉右衛門江差遣申候是又伊兵衛立替置申候

(墨書き下げ札)

此壹分式朱立替金伊兵衛江返済可致之処此度取調失念致居候儀相分リ返済後ニ相成候ニ付追而返済可致分

同三年年

田地反別式町四畝廿ト三厘六毛

伊兵衛立替分共

此株代金

百八拾六兩貳分

右地株徳米代金

拾貳兩壹分式朱ト貳百八十八文

元株徳米共

一 七兩

助左エ門

右者幽学門人ニ者無御座候得共株耳差出し未願済ニハ相成不申候

元株徳米共

一 七兩

四郎右エ門

右者幽学門人ニ而桜井村藤兵衛次男安藏与申者ニ有之
当村四郎右エ門潰連家弘化二巳年取立当年先祖株加入
尤未タ願済ニ者無御座候

八兩

是ハ先祖株之内ノ地所元地主江受戻ニ相成候金子ニ御座候

(墨書き下げ札)

朱にて書分

字こしまき

宍反廿三ト

先祖株之内ノ元地主江受戻ニ相成候分

四口ノ三拾四兩壹分式朱ト貳百八十八文
内

拾五兩三分式朱ト五百三十八文

巳年伊兵衛立替分引

廿貳兩壹分

他村江質地ニ入置候を受戻シ先祖株江入レ申候

(墨書き下げ札)

字かや者

一 下田一反六畝七ト

茂十郎

代金十六兩

字台ノ下

一 上田貳反八畝老ト

四郎右衛門

代金四兩

字砂押

一 上田七畝武ト五厘

安左衛門

代金貳兩壹分

反別ノ五反壹畝廿ト五厘

貳兩

先祖株之内地所修理行届地面立直候ニ付此年暮ニ證文為

書替元地主治兵衛江直増金ニ遣シ申候

ノ四十兩貳朱ト五百三十八文

差引五兩三分ト貳百四十六文不足

伊兵衛立替置

同四未年

田地反別貳町四反五畝拾七ト八厘六毛

伊兵衛立替分共

此株代金

貳百貳兩三分

右地株徳米代金

拾貳兩壹分ト拾七文

内

貳兩ト貳百八十毫文

先祖株諸入用引

《ノート》 下総長部村先祖株組合の性格に関する一考察 (一)

拾兩

源左エ門四郎右エ門潰家取立入用ニ遣シ申候

二口ノ拾貳兩ト貳百八拾毫文

差引残り金貳朱ト五百五拾六文

伊兵衛立替分之内江入申候

嘉永元申年

田地反別貳町四反五畝拾七ト八厘六毛

伊兵衛立替分共

此株代金

貳百貳兩三分

右地株徳米代金

拾毫兩三分ト八百六拾文

七兩

先祖株之内地所元地主江受戻ニ相成候金子ニ御座候

(墨書き下げ札)

朱ニ而書ト

字兎田

下田八畝廿二ト

先祖株之内ノ元地主江受戻相成候分

二口ノ拾八兩三分ト八百六十文

内

五兩貳分ト五百拾四文

午年伊兵衛立替分引

拾貳兩

他村江質地ニ入置候を受戻シ先祖株江入レ申候

(墨書き下げ札)

字五反田

一 下田壹反五畝廿三ト

代金十貳兩

吉兵衛

二口ノ拾七兩貳分ト五百拾四文

差引残而壹兩壹分ト三百四十六文

是ハ伊兵衛江預ケ置申候

同二酉年

田地反別貳町五反貳畝拾八ト八厘六毛

此株代金

貳百七兩三分

右地株徳米代金

七兩三分ト貳百四十文

壹兩壹分ト三百四十六文

伊兵衛方江預ケ候分

二口ノ九兩ト五百五拾文
内

壹兩

先祖株之内修理行届地面立直リ候ニ付此年暮證文為書

替元地主仁兵衛江直増金ニ遣シ申候

差引残リ

八兩ト五百五拾文

是ハ伊兵衛江預ケ置申候

同三戌年

田地反別貳町五反貳畝拾八ト八厘六毛

此株代金

貳百八兩三分

右地株徳米代金

貳拾六兩貳分ト百七十三文

八兩ト五百五十文

伊兵衛方江預ケ置候分

二口ノ三拾四兩貳分ト七百廿七文

内

拾四兩

他村江質地ニ入置候を受戻シ先祖株江入レ申候

(墨書き下げ札)

字耆丁田

一 下田耆反四畝拾五ト

佐 兵 衛

代金七兩

字鬼田

一 下田八畝廿二ト

政 右 衛 門

代金七兩

反別ノ式反三畝七ト

式拾兩

清右エ門茂十郎潰れ家取立候ニ付先年伊兵衛ノ無利息

ニ而貸遣し置申候処此度右伊兵衛江返し遣し申候

此金子ハ無利足ニ而貸遣し置候事故除き置後年返済之

節加ヘ可申答ニ御座候

二口ノ三拾四兩

差引残り式分ト七百廿三文

伊兵衛江預ケ置申候

同四亥年

田地反別式町七反五畝廿五ト八厘六毛

此株代金

式百廿式兩三分

右地株徳米代金

拾六兩三分ト百五十六文

式分ト七百廿三文

伊兵衛ノ受取

二口ノ拾七兩毫分ト八百七十九文

廿七兩

他村江質地ニ入置候を受戻し先祖株江入レ申候

(墨書き下げ札)

字鬼田

一 下田一反式畝十五ト

嘉 右 衛 門

代金十三兩

同 同 所

一 下田耆反式畝十五ト

同 人

代金十四兩

反別ノ式反五畝ト

差引

九兩式分ト六百六十五文不足

是ハ伊兵衛立替置申候

同五子年

田地反別三町廿五ト八厘六毛

伊兵衛立替分共

《ノート》 下總長部村先祖株組合の性格に関する一考察 (一)

此株代金

貳百四拾九兩三分

右地株徳米代金

貳拾壹兩貳分貳朱ト三百七十九文

内

九兩貳分ト六百六十五文

伊兵衛立替分引

残而拾貳兩ト五百三十八文

是ハ伊兵衛江預ケ置申候

右者年々之惣締ニ御座候

天保十一子年々嘉永五子年迄之惣締高左之通田地惣反別三町

廿五ト八厘六毛

(墨書き下げ札)

天保十二丑年元株反別

一 貳町八畝十三ト八厘六毛

天保十二丑年々入反別

一 貳町貳畝三ト

是ハ墨書き下札のト

ノ四町壹反十六ト八厘六毛

天保十三寅年々出反別

嘉永元申年迄

壹町九畝廿壹ト

是ハ朱ニ而下札之分

差引残り惣反別三町廿五ト八厘六毛

此高三拾九石三斗七升七合貳夕貳才

此株代金

貳百四拾九兩三分

嘉永五子年伊兵衛江預ケ置候分

金拾貳兩ト五百三十八文

惣ノ貳百六拾壹兩三分ト錢五百三十八文

右仕訳

先祖株纏候者合貳拾八軒

壹軒ニ付金五兩分之地株差出惣元株

百四拾兩

右地株徳米代金

天保十一子年々嘉永五子年迄ニ而

百貳拾壹兩三分ト五百三十八文

内

他村江質地ニ入置候を受戻候金高

八拾三兩三分

先祖株之内修理行届地面立直り候ニ付元地主江直増金与

して差遣し候金高

廿六両

但し此付米相増取揚り候分

〆 壹石壹斗五升五合

残り拾貳両ト五百三十八文

伊兵衛預リニ御座候

右者御呼出之節先祖株早速御見分り安き様取調可差出旨被仰渡候ニ付奉書上候
以上

嘉永六丑年三月十九日

下総國香取郡長部村

名主見習 良左エ門^印

御奉行所様

注(1) 『先祖株取調帳』に少しでも注目しながら先祖株組合について研究したものとして、左記の諸著書がある。

前掲、千葉県内務部編『大原幽学』。田尻稻次郎編『幽学全書』(大正書院、一九一七年)。搦田恵吉『大原幽学選集』(読売新聞社出版部、一九四四年)。越川春樹『大原幽学研究』(理想社、一九五七年)。中井『大原幽学』。ただし、『先祖株取調帳』に依拠しつつ、長部村先祖株組合の独自の性格を検証しようとしたものは見当たらない。

(2) 田尻稻次郎編『幽学全書』(大正書院、一九一七年)。

この本は、本文六六七頁、「附録」三五五頁から成り

《ノート》 下総長部村先祖株組合の性格に関する一考察 (一)

立つ。「附録」の部分は、高木千次郎氏が執筆したもので、『先祖株取調帳』の全文は、この「附録」のなかに収められている(なお、この本は、初版が一九一年に同文館から刊行されているが、この初版本では、『先祖株取調帳』の紹介がなされていない)。ところで、『幽学全書』所収の全文は、出所を明らかにしていないが、多分、遠藤良太郎氏所蔵の原本にもとづくものとみられる。しかし、この全文は、原本との照合が不十分であって、例えば、政右衛門の名前(『同右』、「附録」三九頁)、治左衛門の名前(『同右』、「附録」四二頁)などが脱落している。

(3) 千葉県教育会編『大原幽学全集』(千葉県教育会、一九四三年)。この本は、『全集』という名前がついているが、一巻一冊の全集である。この『全集』のなかに収められた『先祖株取調帳』の全文がいかなる原資料に依拠して紹介されたのか、明らかでない。なお、『全集』に収められた右の全文は、句読点、返り点がついており、読者にとって読みやすいという利点がある。しかし、原本に貼付された墨書き下げ札の箇所を紹介していない点に大きな欠陥がある、といわなければならない。

三 長部村先祖株組合の全村加入運動

『先祖株取調帳』の全文を紹介する、という仕事が終わったので、いよいよ本論に入ることになろう。

さて、私は、長部村先祖株組合を、今日の農村協同組合と類似の性格をもつ組織、と捉えようとする。この点は、本稿の冒頭においてすでにのべたところであるが、この節では、長部村の組合をこういう性格の組織と捉えてよいと考えるわけを、まず、組織活動の側面についての検討を通して、明らかにしようとするのである。

検討した結果の要点を先にいえば、長部村の組合は、潰れ家問題を契機として全村加入運動を展開し、その過程において、十全な意味で村仲間のすべてを包みこむものとなり、したがって、何よりもまずこの点で、今日の農村協同組合と類似の性格をもつ組織、といつてよいものとなるのである。

(一) 一八四一年度の全村加入運動

1 潰れ家問題と全村加入運動

長部村では、一八四一年（天保十二年）に、先祖株組合の全村加入運動が精力的に進められた。この運動を進めようとしたのは、名主伊兵衛を始めとする村役人層であった。このことは、彼らが一八四〇年（天保十一年）に領主清水家役所に提出した

先祖株組合認可申請書のなかに「村中不殘組合置度存じ、此段一統相談仕候」と書いてあるところから明らかである。では、何を契機とし、また、何が目的で、全村加入運動を進めようとしたのか。この点について考えるために、まず、組合認可申請書の文面をわかりやすく書き直すことから始めることにしよう。

長部村名主伊兵衛からお願ひする。私共の村は明和年中頃は「家数四拾軒程」もあつて暮らしていたが、その後「不埒之者」など出て、親、親類、村役人のいうことを少しも聞かないで潰れ家になり、今では「家名相立候者、家数廿四五軒」になり、まことに心細く思つてゐる。殊に潰れ家のあとは雑穀の收穫もない屋敷だけ残り、年貢の上納に差支え、名主を始め、親類も五人組も、「難儀」するのである。よつて、左記願人が相談して考えたのであるが、「先祖より譲受来り候地味の内、五兩分」を個人の暮らしに用いないで「組株」にまとめて除いておけば、「家名潰れ候」こともあるまいと思ふので、右の「除株」は「吾人分百兩以上の株」となるまでは「割返し」をしない、と約束した證文を取り替へたいと思ふ。こういう約束で「村中不殘組合置度」いと同で相談してゐるところであるが、さしあたりこのたびは、左記願人のみの組合として認可願ひたい。

天保十一年二月 日

右村

名主	伊兵衛
組頭	惣右衛門
同	源兵衛
百姓代	仁右衛門
百姓	嘉右衛門
同	吉兵衛
同	新左衛門
同	治兵衛
同	忠右衛門
同	五兵衛
同	政右衛門

右の文面を見るとわかるが、全村加入運動が進められる直接の契機となったのは潰れ家問題なのである。潰れ家問題というのは、即ち、潰れ家の発生により年貢の上納に「難儀」するから、これをいかに解決すべきか、という問題である。この問題に最も頭を悩まし、したがってまた、この問題をできるだけ早く解決したいと望んだのは、年貢上納の最終責任を負わされる村役人層であった、とみられる。村役人層のこういう願望は、彼らが先祖株組合の幹部として、全村加入運動を進めるさいにとった、つぎのような措置となつて現われている。

組合幹部たる村役人層は、一八四一年（天保十二年）に、一

四戸の農家を組合に加入させた。そのうち、八戸は、潰れ家を取り立てて加入させたのである。ところで、この八戸のうち、二戸は相続人のめどがついて、やつと潰れ家を立て直す「約束」をとりつけた、という状態にあり、二戸は、潰れ家を取り立てる運びにもつていくのではあるが、相続人のめどがまだついていない、という状態にある。

組合幹部は、右に見るような、まだ事実上潰れ家のままの状態にある農家をも、性急とみえる程に急いで、組合に加入させたのである。潰れ家問題を解決し、年貢上納差支えの「難儀」から一刻も早く解放されたい、という、組合幹部たる村役人層の強い願望が、こういう甚だ早手回しに見える措置となつて現われている、とみられるのである。

さて、ここで、全村加入運動の目的は何であつたか、という問題について考えてみよう。これまでの考察の範囲でいえば、潰れ家問題を直接の契機として全村加入運動が進められたのであつた。だから、当然のことながら、潰れ家問題を解決することが、この運動のひとつの重要な目的であつた、と見てよいことになるであらう。

ところで、潰れ家問題を真に解決しうるためには、この問題を解決することが必要だという点で、村の意思がひとつにまとまるのでなければならぬ。だから、全村加入運動は、潰れ家問題の解決をひとつの重要な目的とするのではあるにせよ、そ

れだけでなく、村の意思をひとつにまとめることを根本的な目的に掲げて、これを展開するのだからならない。組合認可申請書にある「村中不殘組合置度存じ」という字句には、組合幹部たる村役人層の、右のような考え方が表現されているように思われる。

しかし、全村加入運動の根本的目的を右のようなものと推定するにせよ、村の意思をひとつにまとめるために、なぜ、わざわざ、先祖株組合という新たな組織を作らねばならぬのか。こういう疑問が生ずる。もう少しいえば、先祖株組合を作らなくても、村自体がひとつの組織として存在しているのであり、村の意思をひとつにまとめることが、村という組織の重要な役割とされているのではないか。そして、村仲間は、村という組織にこういう役割を果たしてもらうためにこそ、村の意思の執行機関としての村役人を選出しているのではないか。この点について、組合幹部たる村役人層はどのように考えていたのであるうか。

確かに、村という組織がなくなってしまうわけではない。しかし、そもそも潰れ家が生じるというのは、親、親類、村役人のいうことを聞かない「不埒之者」⁽²⁾がいるからであり、「不埒之者」がいるということは、村が組織としてのまとまりを失いつつある証拠を示すものに他ならない。だから、長部村は今、何よりもまず、村という組織の復活再生をはからねばならぬの

であり、そのためには、村仲間が先祖株組合という新たな組織に、一人残らず、自主的に、かつ自覚的に、参加して行くことが必要なのである。組合の幹部である村役人層はこのように考えていたのではなからうか。

さて、長部村の村役人層は、先祖株組合という新たな組織を核にして、村の復活再生をはからうとした、とみられるのであるが、この新たな組織は、幽学門人会という、一種の宗派性をもつ組織であった。この点をつぎに確かめることにしよう。

2 幽学門人会としての先祖株組合

長部村の先祖株組合は一八三八年（天保九年）に発足した。この時に加入した組合員は一人であるが、『先祖株取調帳』によれば彼らはすべて「幽学門人」であった。つまり、親、先祖を樂しませるために行う、という幽学の学説、思想にしたがい、⁽³⁾この心がけで、「金五兩分的地株、先祖の株と定め、少しも私の暮方に不用取是を除き置き、此利分を永々積上げ」る、という「誓約」⁽⁴⁾に加わって、先祖株組合の組合員となったのである（第一表参照）。

右の事実が語るところであるが、長部村の組合は、まぎれもなく、幽学門人会という一種の宗派性をもつ組織として出発したのである。この性格は、一八四一年に入って全村加入運動が開始されることになっても、さしあたりは、少しも変えられな

第1表 長部村先祖株組合組合員名簿(1852年現在)

	名 前	備 考
1838年(天保9年)加入	伊 兵 衛	幽学門人(以下、門人と略す)。名主。
同 上	源 兵 衛	門人。組頭。
同 上	惣 右 衛 門	門人。組頭。
同 上	仁 右 衛 門	門人。百姓代。
同 上	五 兵 衛	門人。
同 上	嘉 右 衛 門	門人。
同 上	治 兵 衛	門人。
同 上	政 右 衛 門	門人。
同 上	新 左 衛 門	門人。
同 上	吉 兵 衛	門人。
同 上	忠 右 衛 門	門人。
1841年(天保12年)加入	治郎左衛門	門人。
同 上	安 左 衛 門	門人。
同 上	茂 十 郎	門人。茂兵衛家取立。
同 上	仙 蔵	門人。飯倉村出身。清兵衛家取立「約束」。
同 上	源 左 衛 門	門人。治郎兵衛家取立。
同 上	仁 兵 衛	門人。
同 上	市 右 衛 門	門人。
同 上	佐 兵 衛	門人。
同 上	清 右 衛 門	門人。和田村出身。清右衛門家取立。
同 上	嘉 左 衛 門	門人。青馬村出身。市郎兵衛家取立「約束」。
同 上	多 左 衛 門	門人。
同 上	ま つ	新兵衛後家。
同 上	治郎右衛門	「相応の人物」があり次第取立てるはず。
同 上	治 左 衛 門	「相応の人物」があり次第取立てるはず。
1845年(弘化2年)加入	新 右 衛 門	1843年(天保14年)入門。戊辰(1850年?)破門。
1846年(弘化3年)加入	助 左 衛 門	門人にあらず。
同 上	四郎右衛門	門人。桜井村出身。四郎右衛門家取立。

注、『先祖株惣締高取調帳』により作成。

かった。というのは、
 第一表にみるように、
 新たに加入した一四
 人のうち、一人ま
 でが幽学の門人であ
 ったからである。こ
 れは恐らくは、組合
 幹部たる村役人層が、
 新加入者に対し、同
 時的に幽学の門人に
 なることを要求し、
 幽学門人会という組
 合の性格を維持しよ
 うとしたことによる
 のであろう。では、
 右の一四人のうち、
 残りの三人はどうで
 あったか。
 残りの三人のうち、
 幽学の門人でないこ
 とがはっきりしてい
 るのは、新兵衛の後

家、まつ、だけである。しかし、彼女は、幽学の門人にならな
いと明確な意思を表明したのではなくて、後家という、村のな
かでの特殊な立場の故に、幽学の門人になることを強いて要求
されなかったのであろう。

では、他の二人はどうか。この二人は、というよりはこの二
戸の農家は、再興することになっている潰れ家を誰が相続する
のかが未確定であつて、まだ組合員としての実体を具えていな
いのである。しかし、『先祖株取調帳』の一八四一年(天保一
二年)の記事を見ると、これも「相応の人物有之次第」潰れ家
を相続させる筈になっているのであり、ここにいう「相応の
人物」とは幽学の門人を指すのであることは、ほぼ疑いのない
ところなのである。

ところで、組合幹部たる村役人層は、潰れ家の相続人を選ぶ
にさいしても、幽学門人会という先祖株組合の建前をできるだ
け維持するつもりであつたようにみえる。この点についていう
ために作成したのが、第二表である。この表は、一八四一年
(天保二年)現在で、潰れ家をすでに相続したか、または、
近く相続する「約束」になっている六人を取り出し、これを出
身村別に見たもので、これによると、長部村の出身者が三人、
他村の出身者が三人となっている。つまり、半分が他村の出身
者である。長部村につくる組合であるから、長部村の出身者を
相続人にすればよさそうなものだが、そうはしなかった。潰れ

第2表 長部村先祖株組合における潰れ家取立
てによる加入者(1841年現在)

組員名	出身村	相続する家
茂十郎	長部村	茂兵衛
仙藏	飯倉村	清兵衛
源左衛門	長部村	治郎兵衛
平次	和田村	清右衛門
嘉左衛門	青馬村	市郎兵衛
まつ	長部村	新兵衛

注.『先祖株惣締高取調帳』による。

家の相続人には、優先的
に幽学の門人を選ぶべき
で、長部村出身者を選ぶ
かどうかは、二の次、三
の次の問題である。こう
いう考え方が、組合幹部
たる村役人層の間で有力
だったからであらう。

3 先祖株組合の貯蓄 方法

前項において、私は、
長部村先祖株組合は、幽
学門人会という、一種の
宗派性をもつ組織である点を確かめてきたのであつた。ところ
で、私の見るところでは、先祖株組合は、もともと幽学が、幽
学門人会であるだけでなく、一種の共済組合でもある組織とし
て着想したものである。さらにいえば、こういう二面的な組織
の原形として幽学が考えていたのは、「子孫永々相続講」(以下、
子孫永統講と略す)という組織なのであつた。

では、子孫永統講と先祖株組合とは、どの点が同じで、どの
点が違う組織なのであろうか。まずいつてよいのは、幽学の着

想による限り、両者はいずれも、幽学門人仲間が子孫の永続をはかる目的で共同して貯蓄を行うのであって、この点では全く同じ組織なのだ、ということである。こういう組織である点に注目するならば、両者を呼ぶのに「貯蓄組合」という名前を以てしてもよさそうである。しかし、両者は、幽学門人仲間が互いに助け合つて子孫の永続をはかる、という機能をあわせものであるから、やはり、「共済組合」という名前を与えておく方が適當であらう。⁽⁵⁾

つぎに、二つの組織の違いについて見ることにしよう。その違いは、何よりもまず、貯蓄方法の違いとして現われている。

つまり、子孫永統講においては、講演中が二度の大会に出席し、幽学への「祝儀」という形で、鳥文百文ずつを積み立てる、という方法によるのであるが、先祖株組合においては、組合員が「金五両分の地株」を出資し、その「利分」(徳米代金)を積み立てる、という方法によって貯蓄を行うのである。

さて、貯蓄方法の違いをくらべてみて、そこから、つぎのような理解を引き出しうる。つまり、子孫永統講は、幽学の門人であれば、町人であれ、農民であれ、誰でも加入できる組織であるが、先祖株組合は、幽学の門人であっても、農民でなければ、実際上加入困難な組織だ、という理解である。先祖株組合は農民でなければ加入困難、というわけは、「金五両分の地株」を出資し、その「利分」を積み立てるとするのは、ある反別の

田地を出資し、この田地の耕作によって生ずる徳米代金を積み立てる、ということにほかならないからである。だから、幽学の門人であっても、町で商いをして暮らしているような門人にとつては、先祖株組合は実際上無縁な組織であつた、と見てよいと思われるのである。

右のように理解してよいとすれば、幽学は、先祖株組合という組織を、もっぱら農民向けの組織として考案したのであり、また、そういうものであることが、子孫永統講のばあいとくらべてみた貯蓄方法の違いとなつて現われているのだ、と見てよいことになるであらう。

では、幽学は、どういう事情があつて、その構想を子孫永統講から先祖株組合へと移していくこととなつたのか。この点は十分に明らかではないが、いずれにしても、幽学の関心を強く農村に向けさせる事情が介在したのであらうことは、容易に推測しうるところである。⁽⁶⁾そして、このようにして、幽学は、町で暮らしを立てている門人のことを考えないではないにせよ、さしあたりのところでは、農村で、農業を営んで暮らしている門人(将来の門人も含めて)のことだけを考えながら、先祖株組合という組織に想到することになつたのであらう。

ところで、先祖株組合のばあいには、子孫永統講にくらべ、農民にとつて、いっそう便利で、かつ確実な貯蓄方法が考案されている。このように見てよいであらう。というのは、子孫永

統講の貯蓄方法によると、年に二回、鳥文百文ずつを現金で用意しなければならぬのであるが、先祖株組合のばあいには、出来秋に、出資「地株」の小作料に当たる分を現物で組合の穀倉に運べばよいのであって、組合の方で、必要に応じてこれを換金し、「徳米代金」として積み立ててくれる、というしくみになっているとみられるからである。

もっとも、先祖株組合における「徳米代金」の現物納入について確かめる証拠はないのであるが、つぎにのべる点は、いくらかそのための傍証となりうるであろう。

十日市場村の「割元」名主であり、かつ幽学門人である林伊兵衛という人物が、長部村にならって、先祖株組合の認可を領主に申請するのであるが、申請書のなかに、「年々得米之儀は、金銭にて積置候儀ニハ無御座、其時々右道友一統相談之上、諸行宜敷、正路之者見定世話相頼、芝地杯田畑起立候共、又は荒地田畑買求土普請等仕、纏株之中江差加候様仕、惣百姓相統相成候ハ、銘々子孫も供ニ永続可仕奉存候」と書いてある。この文面によると、年々の「得米」（徳米）は現金でこれを積み立てておくのではなくて、「荒地田畑」を買い求めることなどに用い、この田畑を払いの正しい者に耕作させるようにする、というのである。

そうしてみると、先祖株組合としては、組合員に「徳米代金」を現金で納入させなくてもよいのであって、出来秋に穀物

で納入させ、これが必要に応じて換金すればよいのだ、ということになる。林伊兵衛は、実は、長部村の組合が、こういう形で「徳米代金」を運用しているのを見て、これをそのまま真似する積りであったのであろう。

さて、この辺で、再び話を、長部村先祖株組合の全村加入運動の方に戻すことにしよう。

4 一八四一年現在における全村加入運動の成果

はじめにまず、全村加入運動の結果、一八四一年現在において、長部村の農家のどれだけが組合に加わり、または加わらなかったか、について推定してみることしよう。

長部村の組合幹部が領主に提出した既述の組合認可申請書によると、一八四〇年（天保十一年）現在において、「家名相立候」戸数は「廿四五軒」である。ついでにいえば、この「廿四五軒」という戸数は、最近潰れ家を取立て、「家名」が立つこととなった農家も算入したうえでの戸数である、とみなければならぬ。¹⁰⁾

さて、右の資料にもとづき、「家名相立候」ところの農家を念頭におくならば、長部村における一八四〇年現在の農家数は「廿四五軒」である。この点をまず確認しておいてよいであろう。つぎに問題となるのは、この「廿四五軒」という農家数は、翌一八四一年（天保十二年）にはどのように変化したのか、で

ある。組合は、この年に入ってから、新たに数戸の潰れ家を取り立てて、組合に加入させている。それに伴って、長部村の「家名相立候」農家数が増えているはずである。では、何戸増えたのであろうか。

一八四一年に、八戸の潰れ家再興農家が新たに組合に加入した。このうち、治郎左衛門家と治左衛門家の二戸は、組合員資格をえたものではあるが、相続人が未確定であるから、実際には潰れ家のままになっている。だから、この二戸は、少なくとも前年の一八四〇年時点では、まだ「家名相立候」農家数のなかに算入されていなかった。このように推定することができよう。

とすれば、長部村における一八四一年の「家名相立候」農家数は、前年の「廿四五軒」から、右の二戸を加えて、二六、七戸に増えたのだ、といつてよいことになる。そうするとどうなるか。一八四一年（天保十二年）には、長部村の農家数は二六、七戸であり、そのうち二五戸が先祖株組合に加入したのである。したがって、家名の立っている農家のうち、組合にまだ加入しなかった農家が、一戸か二戸残っているのだ、ということになるであらう。

ここでつけ加えていえば、組合に加わらない農家が一、二戸残っていた、という私の推定は、一八四五年（弘化二年）に新右衛門が、また、翌年の一八四六年（弘化三年）に助左衛門と四郎右衛門が、新たに組合に加入した、という事実とも符合す

ることになるようにみえる（第一表参照）。もっとも、右の三人のうち、四郎右衛門は、潰れ家を取り立ててもらって組合に加入するのであるから、一八四一年現在においてまだ組合に加わらなかった農家、の方へ分類されるのではなくて、長部村の農家数そのものを一八四一年以後においてさらに増やすことになる農家、の方へ分類されなければならないのであるが。

さて、全村加入運動の結果、一八四一年度現在において、長部村の農家のどれだけが組合に加わり、または加わらなかったか、について推定してきたのであるが、この推定を前提にして考えれば、つぎのようにいってよいことになるであらう。つまり、一八四一年度現在についてみると、全村加入運動の成果には二つの側面がみられるのであって、ひとつには、全村加入の目標は完全には達成されなかった、という側面であり、もうひとつは、右の目標は完全にとつてよい程に達成されえた、という側面である、というように。

そこで、まず第一の側面に注目しよう。なぜ組合は、目標を完全に達成しえなかったか。そのわけは、ひとつには、農家にとつて、特に下層の農家にとつて、「金五両分の地株」を組合に出資し、その徳米代金を経営、または家計から控除するということが、いくら御先祖様のためとはいえ、経済的に相当に重い負担であったからではなからうか。

なお、ここでついでにのべておいた方がよいと思うが、組合

員が「金五兩分の地株」を組合に出資するというのは、五兩を現金で出資するのではなくて、五兩分として評価されるところの、反別にして一反歩内外の田地を現物で出資することであった、と見てよいであろう。一反歩内外というわけは、『先祖株取調帳』によると、一八三八年（天保九年）に一人の組合員が五五兩分の「地株」として差し出したのが、七反三畝、つまり一人当たりにして七畝弱の田地であり、また一八四一年（天保二年）に一人の組合員が七〇兩分の「地株」として差し出したのが、一町三反五畝、つまり一人当たりにしておよそ一反の田地であつたからである。

さて、話をもとに戻すことにしよう。そして、長部村の組合がなぜ目標を完全に達成しえなかつたかについて、もうひとつの理由を考えてみよう。といっても、これもまた推測の域を出ないのであるが、農家のなかに、先祖株組合のもつ幽学門人会という宗派的な性格を、殊更に嫌う者があつた、というのがもうひとつの理由となつていたのではなからうか。それはともかく、私たちは、幽学が門人たちに對して数々の厳しい戒律を要求した、という点について、このさい十分に留意しておく必要があるように思われる。⁽¹²⁾

つぎに、全村加入の目標はほぼ完全に達成されえた、という第二の側面に注目しよう。なぜ組合はこういう成果を収めることができたか。そのわけは、まず政治的な観点からいえば、領

主から組合認可（一八〇四年八月認可）のお墨つきをえたらうで、全村加入運動を進めたからではなからうか。というのは、農家の側からすれば、先祖株組合は、体制のなかに安定的に組み込まれた組織であつて、だから、少なくとも、政治的ないざこざをおもんばかつて組合への接近を回避する、という必要がなさそうに見えたであらうから。⁽¹³⁾

では、経済的な観点から考えればどうか。組合幹部が、全村加入運動と結びつけて、農家の経済的利益をはかる幾多の現実的な施策を用意したことが、全村加入の目標達成を助けたのであろう。その施策のひとつは、農業生産力を高めるための農業改良指導である。この施策は、すべて幽学の指導によつて実行されたといわれているが、そのなかで主要なものは、一八四一年（天保二年）に着手された、耕地整理と交換分合、田植時期の繰り上げと正条植、および、一八四二年（天保三年）に着手された、各農家の耕地近傍への家屋の移転である。⁽¹⁴⁾ そのほかに、幽学は、年中計画にもとづく農事についての指導も行つた、といわれる。⁽¹⁵⁾

組合幹部が用意したもうひとつの施策は、農家への資金の斡旋である。この資金を融通したのはすでにのべた、十日市場村の名主、林伊兵衛であつた。この施策によつて、一八四一年（天保二年）に、長部村の農家一七戸が、林伊兵衛から、総額六五〇両に及ぶ資金を借り入れることができたのである。つ

いでに言えば、借金の担保として、林伊兵衛に質入れ、または書入れされた田地は、合わせて六町六反余であつた。⁽¹⁶⁾

さて、右の六五〇両の資金は何のために使われたのであろうか。そのうち、長部村の名主、遠藤伊兵衛の分については、「身上向き改革、並びに村方救ひのため」に使われた、ということがはつきりわかっている。ほかの一六戸の農家については、資金の用途を明らかにする資料がないが、林伊兵衛の融通した資金が「無利息、無期限」⁽¹⁸⁾の、非常に有利な資金であつたことを考え合わせると、その大半は、旧債整理のために使われた、と見てよいのではなからうか。

また、組合幹部の資金幹旋の意図もまた、実はそこにあつたとみられる。というのは、旧債の整理を行わせ、後顧の憂いをなくしてやることによってのみ、未加入農家に対し、組合への田地出資の見通しをつけさせ、組合への加入を促すことができるからである。さて、組合の意図がそこにあつた、とみてよいとすれば、事態はまさに組合の思惑通りに進んだのである。なぜならば、林伊兵衛の資金を幹旋したと同じ年に、一四戸の農家を新たに組合に迎え入れることができたのだからである。

なお、ここで、字句の表現にかかわって一言ことわっておきたいが、名主伊兵衛というときには、これまでの行論においてもそうであつたように、長部村の名主、遠藤伊兵衛のことをさしているのである。十日市場村の林伊兵衛も、同じく名主であ

るが、こちらの方は、名主の呼称をつけないで、単に林伊兵衛と書くことにしよう。それにしても、まぎらわしいので、この点、読者において十分留意されるようお願いする。

さて、これまで、一八四一年現在における全村加入運動の成果について考察してきたのであるが、この運動を、一八四一年度の一年間についてみると、潰れ家を取り立てて組合に加入させる、という施策を実行した点に、ひとつの大きな特徴をうかがうことができる。だが、この施策は、先祖株貸付制度の設置という重要な事後処置を必要としたようにみえる。この点についてのであるが、つぎの項の課題となる。

(二) 先祖株貸付制度の設置

長部村先祖株組合は、一八四一年(天保一二年)に、潰れ家の取立てによつて八戸の農家を組合に迎え入れた。ところで、潰れ家の相続人といえども、組合に加入するからには、先祖株つまり、「金五両分の地株」を出資するという義務を免れることができない。この義務を果たすことは、しかし、決して容易なことではなかつたであらう。そこで、潰れ家の相続人の先祖株を、親類、縁者が肩代わりして組合に差し出すことになるのである。

例えば、一八四一年加入の源左衛門について見ると、『先祖株取調帳』にはつぎのように書いてある。「右源左衛門は、吉

兵衛弟にて、治郎兵衛潰家相続致居候者にて、右先祖株の儀は、伊兵衛、吉兵衛より差出、取立申候」(引用にさいして、漢字、仮名づかいを改め、句読点を付した。以下同じ)。吉兵衛の弟の源左衛門が、潰れ家になっていた治郎兵衛家を相続したのであるが、この源左衛門の先祖株は、伊兵衛と吉兵衛が、代わって組合に差し出した、というのである。

もうひとつの例として、同じ年に加入した治郎右衛門のばあいをあげよう。『取調帳』にはつぎのように書いてある。「右は潰居候処、治郎左衛門、仁兵衛本家に付、株のみ兩人より差出置候儀にて、相応の人物有之次第、一同相談の上にて、先祖株徳米代金を以取立、相続為致候筈に御座候」。治郎右衛門家は潰れ家となっていたが、これは治郎左衛門と仁兵衛の本家であるから、さしあたり「株」(先祖株のことであろう)のみ、兩人が差し出しておくこととし、「相応の人物」がみつかり次第、「先祖株徳米代金を以」て取立て、相続させるはずになっている、というのである。なお、「先祖株徳米代金を以」て、というのは、徳米代金を原資とする組合資金を使って、という意味であろう。

さて、右にみるような、親類、縁者による肩代わり出資方式は、翌年の一八四二年(天保一三年)に廃止され、その代わりに、つぎの二つの要綱から成り立つ先祖株貸付制度が新たに設置されることとなった、とみられる。二つの要綱というのは、

ひとつは、組合がこの制度のために特別に田地反別を確保し、これを組合の直接的管理下におく、というものであり、もうひとつは、この田地の貸付けを受ける農家にも、規定の田地を出資する農家と同様に、正規の組合員資格を与える、というものである。

ところで、一八四二年に先祖株貸付制度が設置された、ということを立証できる明確な証拠があるわけではない。だが、前年の一八四一年にすでに、組合資金を使って潰れ家を取立て、組合に加入させる、という施策が予定されていた。これは、『先祖株取調帳』によって確かめうる疑いない事実である。この施策が、このたび先祖株貸付制度という形で、すべての潰れ家再興組合員に適用されることになったのであろう。私はこのように考えるのである。

さて、先祖株貸付制度は、肩代わり出資方式の廃止と結びついて設置されたとみられるのであるが、ではなぜ肩代わり出資方式が廃止されることになったのか。この問題について検討しておくことにしよう。その答えを先にいえば、肩代わり出資方式にはひとつの重大な欠点があったからであらう。つまり、親類、縁者にとつての経済的負担が大きすぎる、という欠点である。便宜上、潰れ家の親類、縁者を指すのに甲という記号、相続人を指すのに乙という記号、を用いながら、右の欠点について説明することにしよう。

さて、甲は自己の先祖株として、「金五兩分の地株」、つまり、反別にして一反歩内外の田地をすでに組合に差し出しているが、それに加えて、乙の先祖株分として、乙に肩代わりして、さらに一反歩内外の田地を組合に差し出さなければならぬ。それだけではなくて、潰れ家が立ち直るまで、当分の間、この田地から生ずる徳米代金を、乙の先祖株の「利分」として組合に積み立てなければならぬ。だから、甲はいわば、二反歩の自作農がいきなり二反歩の小作農に転落したようなもので、大きな経済的負担を背負いこむことになる。

肩代わり出資方式には、右にのべたような重大な欠点があった。しかも、親類、縁者のなかには、治郎左衛門や治左衛門のように、潰れ家の相続人がまだ確定していないのに、予め組合に先祖株を差し出したものがあつた。こういう親類、縁者にとっては、右の欠点が特に強く感じられたことであろう。というのは、肩代わりして差し出した田地の耕作まで、彼らが負担しなければならなかつたであろうからである。

そこで、長部村先祖株組合は、こういう欠点をなくすために、潰れ家の親類、縁者たちに、肩代わり出資の先祖株を返還することとなつた、とみられるのである。

さて、先祖株の返還が実施されたのは、一八四二年

第3表 長部村先祖株組合における先祖株田地反別の推移

	期首反別	年 間 の 増 減			
		田地出資	質 受 地 戻	「元地主」 受 戻	差 引
1840 (天保11)	反 畝 7.3	反 畝 13.5	反 畝 —	反 畝 —	反 畝 13.5
41 (12)	20.8	—	0.9	—	0.9
42 (13)	21.8	—	4.3	△ 9.0	△ 4.7
43 (14)	17.1	—	—	—	—
44 (15)	17.1	—	1.1 ¹⁾	—	1.1
45 (弘化2)	18.2	—	2.1	—	2.1
46 (3)	20.4	—	5.1	△ 1.0	4.0
47 (4)	24.5	—	—	—	—
48 (嘉永1)	24.5	—	1.5	△ 0.8	0.7
49 (2)	25.2	—	—	—	—
50 (3)	25.2	—	2.3	—	2.3
51 (4)	27.5	—	2.5	—	2.5
52 (5)	30.0	—	—	—	—

注.『先祖株惣締高取調帳』により作成.

1 畝未満切捨.

1) は組合員から質地に引き受けたもの.

(天保一三年)のことであろう。第三表に見るように、この年から翌年にかけて先祖株田地が減少している。先祖株田地という時に、さしあたり私は、組合員が出資し、組合の管理下におかれる田地のことを念頭においているのであるが、この先祖株田地が一八四二年に減少している。この減少は、先祖株の返還に伴って生じたものに違いない、と私は考えるのである。

『先祖株取調帳』を参照しながら、右に見るような先祖株田地の減少とその理由について、もう少しくわしく考察することしよう。先祖株田地の反別は、一八四二年には二町一反八畝一〇歩であったが、翌年の一八四三年(天保一四年)には、一町七反一畝七歩へと減少している。差引減少反別は、四反七畝三步である。なぜこういう結果になったか。

第一に、一八四二年に、「他村へ入置候⁽¹⁹⁾地受戻し、先祖株へ入れ申候」(傍点は引用者)結果として、先祖株田地が四反三畝二歩増加したのである。第二に、「先祖株の内八ヶ所寅年暮(一八四二年暮——引用者)、元地主へ受戻に相成候」結果として、先祖株田地が九反六歩減少したのである。したがって、先祖株田地の反別は、一八四三年には、前年にくらべて差引四反七畝三步だけ減少することになるのである。

さて、『先祖株取調帳』の記事によれば、「先祖株の内八ヶ所」の田地が一八四二年(天保一三年)の暮に、「元地主へ受戻に相成」るのであるが、ここにいう「元地主」とは一体誰を

指すのか。それは、潰れ家の取立てに協力した親類、縁者を指す。このように解するのが妥当であろう。では、何を証拠として、妥当であるというのか。

第一に、「八ヶ所」という数字は、一八四一年(天保一二年)の加入者のうち、潰れ家の取立てによるものが八戸であった、という事実と符合する。第二に、なぜ「元地主へ受戻に相成」る措置を取ったかについて、『先祖株取調帳』は、「元地主困窮者に付」という理由を挙げているが、「元地主」を、潰れ家の相続人に肩代わりして先祖株を差し出した親類、縁者である、と解すると、この理由の意味するところがはっきりとうなずけるものとなる。つまり、潰れ家の親類、縁者は、肩代わり出資による経済的負担に耐えうるほどに裕福ではないから、というのが右の理由の意味するところである、と解しうるのである。

さて、私は右にのべた二点の状況証拠によって、「元地主」とは、潰れ家相続人の親類、縁者を指す、と解するのが妥当であろう、と考えるのである。そして、組合は、これらの親類、縁者の経済的負担を緩和する必要があつて、彼らに、肩代わり出資の田地を返還することとした、というのが事の真相であろうと推定するのである。

だが、肩代わり出資方式を廃止すれば、確かに親類、縁者の負担は緩和されるが、他方において、潰れ家を再興して組合に加入した農家が先祖株出資の義務を履行しえないままにおかれ

る、という不都合が生じる。この矛盾を解決するために考案されたのが、先祖株貸付制度なのだ。私はこのように考えるのである。

さて、私の推定によれば、組合は、右の制度にもとづき、組合の責任において、貸付け用の先祖株田地を確保するのである。そして、この田地の貸付けを受けた潰れ家再興農家が、これを自己の先祖株として組合に出資するのである。つけ加えていえば、組合の帳簿上では、この田地の代金に相当する金額が、組合に対する当該農家の債務として記録されることになるのである。

右のように推定してよいとすれば、組合の側からみて、つぎに問題となるのは、いかにすれば貸付け用の先祖株田地を確保できるか、ということであろう。そして、組合は、この問題をも難なく解決したようにみえる。というのは、組合は、一八四二年（天保一三年）に、「他村へ入置候質地」四反三畝二歩を受戻し、その全部または主要な部分を貸付け用の先祖株田地として管理することとなった、とみられるからである。

ところで、受戻した右の質地の内訳をみると、そのうち三反一二歩が安左衛門名義の田地、一反二二歩が吉兵衛名義の田地、一畝八歩が嘉右衛門名義の田地、となっている。安左衛門等は、組合の協力要請に応じて、彼等の所有田地を、先祖株貸付制度のために組合に提供することとしたのであろう。²⁰ただし、質地

受戻しのために必要な金は組合が出す、という条件つきで。すると、組合は、この金をどこから捻出したのであろうか。これを明らかにするために、『先祖株取調帳』にもとづき、一八四二年（天保一三年）の組合収支記録を検討することにしよう。組合は、一八四二年に、右の四反三畝二歩の田地を他村から受戻すために、五二両二分を支出した。そのほかに、組合員への「直増金」として五両二分を支出した。支出合計は五八両である。では、この五八両はいかなる収入によって賄われたか。この年の収入として記された徳米代金は六両二分であり、そして、そのほかには組合の収入は何もなかった。だから、五八両の支出を賄うためには、五一両二分だけ不足であった。組合は、この不足分をどのようにして賄ったか。

一八四二年の収入の項を見ると、つぎのように書いてある。

一 金五一両二分

「是は先祖株の内八ヶ所寅年暮、元地主へ受戻に相成候……右代金伊兵衛立替、元地主へ為受戻申候」

右の記事のなかで、「元地主」とあるのは、潰れ家の親類、縁者をさすとみられる。この点についてはすでにのべた。さて、「元地主へ為受戻申候」反別はどれだけか。この点もすでにのべたが、それは九反六歩である。すると、この記事はつぎのように読めないこともない。つまり、親類、縁者である「元地

主」は九反六歩の田地を組合から受戻したが、そのために必要な代金は五一兩二分であり、この代金を名主伊兵衛に立て替えてもらったのだ、というように。

しかし、そういう読み方は誤りであろう。というのは、潰れ家の親類、縁者が、もともと自分の所有地である田地を組合から「受戻」すのに、組合に対して代金を払う、というのは不合理なことだからである。だから、「為受戻申候」とは書いてあるが、これは平たくいえば、親類、縁者である「元地主」へ返還したということなのだ、と解さなければならないのである。

ところで、右のような誤った読み方をしかねないのは、『先祖株取調帳』が採用している、独特な会計記帳様式のせいであるようにみえる。つまり、先に『取調帳』から引用した記事は、本当をいえばつぎのことを語っている。即ち、組合は、先祖株貸付制度の設置に必要な反別を確保するために、安左衛門等の四反三畝二分の田地を他村から受戻すこととした。この受戻しに要する資金は五二兩二分である。だが、組合に資金の余裕がないので、受戻しに必要な資金の不足分、五一兩二分を、名主伊兵衛に立て替えてもらうことにした。先の記事はこういうことを語っているのである。

ところが、組合は、独特な会計記帳様式を採用してい

第4表 長部村先祖株組合における先祖株田地株代金の推移

	期首地 株代金	年 間 の 増 減				
		田地現 物出資	質 地 受戻し	「元地主」 受戻し	「直増金」	差 引
1840 (天保11)	兩分 55.0	兩分 70.0	兩分 -	兩分 -	兩分 -	兩分 70.0
41 (12)	125.0 ¹⁾	-	7.2	-	-	7.2
42 (13)	132.2	-	52.2	Δ 51.2	5.2	6.2
43 (14)	139.0	-	-	-	8.2	8.2
44 (15)	147.2	-	8.2	-	9.0	17.2
45 (弘化2)	165.0	-	21.0	-	0.1	21.1
46 (3)	186.2	-	22.1	Δ 8.0	2.0	16.1
47 (4)	202.3	-	-	-	-	-
48 (嘉永1)	202.3	-	12.0	Δ 7.0	-	5.0
49 (2)	207.3	-	-	-	1.0	1.0
50 (3)	208.3	-	14.0	-	-	14.0
51 (4)	222.3	-	27.0	-	-	27.0
52 (5)	249.3	-	-	-	-	-

注. 『先祖株惣締高取調帳』により作成。

1 分未満切捨。

1) は同上『取調帳』には120両と記されているが、125両の誤記であろう。

る。つまり、収入五一兩二分という記帳は、一方では、組合の収支にかかわる、名主伊兵衛の立替え、という右の出来事を記録するのであるが、他方では、先祖株田地九反六歩の返還に伴う「地株代金」五一兩二分の減少という事実を、いいかえれば、組合の財産の変動にかかわる出来事を、全く同時に表現しうるように、工夫されているのである。この点をよく理解しておかないと、『取調帳』の記事を見るときに、先ののべたような、誤った読み方をしかねないことになる。

右にのべたことを念頭において、第四表を見ることにしよう。この表に示したように、先祖株田地の「地株代金」は、一八四二年から一八四三年にかけて、「直増金」による五兩二分の増加を別にすれば、一兩だけ増加したことになっている。これはつぎのような計算にもとづくものであらう。つまり、九反六歩を潰れ家の親類、縁者である「元地主」へ返還したことに伴う「地株代金」の減少は五一兩二分である。また、他村から四反三畝二歩の質地を受戻したことに伴う「地株代金」の増加は五二兩二分である。⁽²¹⁾したがって、差引「地株代金」の増加は一兩となる。こういう計算である。

さて、話が少し横道にそれたのであるが、ここで強調しておかなければならないのは、組合は、先祖株貸付制度の設置に必要な田地反別を確保するために、名主伊兵衛の資金援助に大きく依存したのだ、という点であり、また、これは、『先祖株取

調帳』の記事によってはっきりと確かめうることなのだ、という点である。

ところで、先祖株貸付制度について考えるさいに、もうひとつの問題が残されている。それは、先祖株の貸付けを受けた組合員に、その代価を償還させるにさいし、組合は何年間の据置期間を設けることとしたか、という問題である。確かな証拠はないのであるが、その据置期間は八年であった、と想定しうるのではないか。⁽²²⁾しかし、この点は、今後の研究課題として残されることになるであらう。

(三) 「村ぐるみの組織」としての長部村先祖株組合

長部村先祖株組合の全村加入運動は、既に一八四一年（天保一二年）において、おおよそ所期の成果を収めることとなった。そのように見てよいであらう。この点にかかわって、中井氏はつぎのようにのべている。「幽学の指導による長部村の改革が、実効を伴って進むようになったのは、天保十二年（一八四一年）以後のことなのである。この年に、新たに一四人が組合に参加して、計二五人、すなわち、全村民がこの組織に加わって以来のことである。荒海村では望むことのできなかった、村ぐるみの組織が、ここで成立したわけである」⁽²³⁾（傍点は引用者）。

中井氏の説明によると、一八四一年という年に、「全村民」が組合に加わったのだ、ということになるが、すでにくわしく

検討したように、この年に、文字通りに「全村民」が組合に加わった、ということではできそうにない。もっとも、中井氏は、ほとんど全部の村民、という意味で「全村民」という言葉を使っているのかもしれない。だから、この点にそれ程こだわる必要はないであろう。そのことは別にして、私がここで特に注目したいのは、中井氏が、長部村の組合を「村ぐるみの組織」と捉え、こういう組織であるところに他の村の組合との区別を見出している、という点である。中井氏の見解は全く正しい、といつてよいであろう。

しかし、中井氏の見解にかかわって、二つの問題が生ずる。ひとつは、どういう理由で、長部村の組合を「村ぐるみの組織」と捉えてよいのか、という問題である。もうひとつは、長部村の組合が、十全な意味で「村ぐるみの組織」と呼んでよいものとなったのは、いつの時点であるか、という問題である。

中井氏の説明からうかがう限りでは、長部村の組合は、一八四一年という年に、ほとんど全部の村民が加わったから、こういう理由で「村ぐるみの組織」と捉えてよいのであり、また、ほとんど全部の村民が加わったのが一八四一年であるから、「村ぐるみの組織」と呼んでよいものとなったのは一八四一年という時点である。こういう解答が与えられるかのようにである。しかし、私は、まず第一の問題についてつぎのように考える。即ち、ある組織は、思想、信条の区別なく、村仲間の全員を包

み、こむ組織であつてはじめて、これを「村ぐるみの組織」と捉えうるものとなるのである。そして、この観点に立つて第二の問題を考えると、長部村の組合が十全な意味において「村ぐるみの組織」と呼んでよいものとなった時点を、一八四一年（天保二年）とするわけにはいかなないのである。

なぜならば、この年にほとんど全部の村民が組合に加入した、というのは確かなことであるが、それにしても、長部村の組合は、この年にはまだ、幽学門人会という宗派的な性格を堅く維持しており、したがって、思想、信条の区別なく、村仲間の全員を包みこむ組織だ、とはいえないものであったからである。

では、長部村の組合が、十全な意味で「村ぐるみの組織」といつてよいものとなったのは、一体いつの時点であるか。それは、助左衛門という人物が組合への加入を認められた時点なのである。こういう私の考え方を、以下において展開していくことにしよう。

助左衛門は一八四六年（弘化三年）に組合への加入を認められた。『先祖株取調帳』の同年の記事を見ると、助左衛門に関し、「右は幽学門人には無御座候得共、株耳差出し未願済に相成不申候」と説明されている。これによって明白であるが、助左衛門は、幽学の門人になる、という条件を付されることなしに、組合への加入を認められたのである。これは、きわめて大きな意味をもつ出来事であった。というのは、これまで堅く維

持されてきた幽学門人会という建前が、幽学の門人ではない助左衛門の加入を認めることによって、少なくともその一角が崩されることになった、とみられるからである。

さて、助左衛門の公式の加入年度は一八四六年ということになっているが、実際には、彼は、すでに前年の一八四五年（弘化二年）に加入を認められている。このように解することができよう。というのは、組合は、一八四五年に、つぎの措置、つまり、助左衛門の田地一反三畝六歩を他村から受戻し、これを先祖株田地へ編入する、という措置を取っているからである。

ところで、助左衛門の田地は、政右衛門の田地八畝二歩と並んで、組合資金を使って十日市場村の林伊兵衛から受戻されたのであるが、この点について、『先祖株取調帳』はつぎのように説明している。「此地面の儀は、夫々丹精修理致候に付、外丹精人同様受戻し遣し不申候ては、此丹精人耳捨置候に相当り、無據」、組合の剰余金四両余を「元立に致し、不足分拾五両」余は「名主伊兵衛立替、他村へ質地に入置候分受戻し先祖株に入申候。依之猶々村中田地修理丹精仕候事に相成申候」（傍点は引用者）。この説明のなかに、「無據」という言葉が使われている。この点に留意しよう。

組合の資金に余裕があるわけではないのに、二一両も支出して、助左衛門と政右衛門の田地を受戻してやるというのは、必ずしも組合の本意ではないのであるが、二人ともそれぞれに田

地を丹精修理しているので、この点を評価しないままに放置しておく、組合は公平に組合員を処遇していないというそしりを受けることになる。だから、據んどころなく、二人の田地を受戻してやるのである。『先祖株取調帳』の記事をそのままに解すれば、「無據」という言葉は、右のような文脈のなかで使われているようにみえる。

ところで、話が少し横道にそれるが、『取調帳』の右の文脈に関連し、補足的にのべておきたい二つの点がある。ひとつは、田地を受戻すのは二人のためだ、という態度を組合が取っているかのようにみえる点についてである。私がいいたいのは、組合は、二人のためにというだけでなく、実は組合自身もその必要があったから、組合の資金を使って十日市場村の林伊兵衛に二人の借金を返済させ、担保に入っていた田地を受戻させたのであらう、ということである。

組合自身の必要というのは、林伊兵衛との約束を履行しなければならぬ、という必要か、または、彼に対し長部村の組合としての誠意を示さねばならぬ、という必要であらう。つまり、組合は、一八四一年（天保十二年）に、長部村の多数の農家のために、林伊兵衛の資金を斡旋したのであるが、そのさい、ばあいによつては組合が肩代わりしてでも、できるだけ早く借金を返済できるようにあらう、と彼に約束したか、または、そういう約束がなかったにせよ、そのようにはからつて彼に誠意

を示さねばならぬ、と考えていたとみられるのである。

ところで、そもそも十日市場村の林伊兵衛が六五〇両もの大金を長部村の農家に融資したのは、幽学同門としての好意から出たというだけのものではなくて、実は、長部村先祖株組合の実験に大きな期待をかけていたからであらう。というわけは、この実験が成功すれば、長部村の組合を、これから彼が彼の村でも試みようとする先祖株組合運動の手本にすることができからである²⁵⁾。このようにみてよいとすれば、長部村の組合ができるだけ早く林伊兵衛に借金を返済できるようにはからうというのは、単に彼に対して誠意を示さねばならぬからだけではなくて、彼の期待に応えうるような組合の成果を内外に誇示しなければならぬからであった、とも考えられるのである。

さて、補足的にのべるべきもうひとつの点に移ることにしよう。それは、組合が農家のために田地を受戻してやる、という処遇についてである。この処遇は一体何を意味するのか。助左衛門のばあいは、彼がこういう処遇を与えられたということは、彼にとって大きな利益を意味したのであらう。というわけはこうである。本来ならば、彼は、自分の資金を使って田地を受戻し、そのうえでこれを組合に出資しなければならぬはずである。ところで、彼の田地を受戻すのに一四両の資金が必要であるが、彼が実際に負担したのは五両だけであって、残りの九両は組合に立て替えてもらっているのである。助左衛門は、こういう利

(一)

益を組合から与えられたのである。

では、政右衛門のばあいにはどうか。組合は政右衛門のためにも田地を受戻してやった。こういう処遇が彼に与えられたということは、彼にとってどういう利益を意味したのであらうか。彼からみれば、資金の貸主が林伊兵衛から組合に変わった、というだけのことではなからうか。彼の田地は借金の担保として林伊兵衛に差し出されていた。こんどはこの田地を組合に差し出すこととなった。こういう違いがあるだけではなからうか。

しかし、右のような見方は単純にすぎるであらう。政右衛門は、組合の資金を使って、林伊兵衛から田地を受戻した。組合の資金を使うということは、村仲間の先祖株（もちろん、そのなかには彼の分も含まれる）に積み立てられた徳米代金を、不幸に際会したというわけでもないのに、先取りして利用することができ、ということにほかならない²⁶⁾。そして、彼がこういう形で利用する資金というのは、もしも不幸に際会して返済できなくなつたときには、村仲間の好意で返済を先に伸ばしてもらえる、少なくともそういう可能性を期待しうる、という性質の資金である。

政右衛門は、十日市場村の林伊兵衛の好意により、無利息の資金を借りることができたのであるが、林伊兵衛の好意は、林伊兵衛一代限りの好意と見なければならぬ。しかし、村仲間の好意は、子々孫々にわたって存続すると期待しうるものであ

る。政右衛門は、村仲間のこういう好意をあてにしうる性質の資金を、借りることができたのである。だから、田地を受戻してやるという処遇を組合から与えられたということは、政右衛門にとっても、やはり大きな利益を意味した、と考えられるのである。

助左衛門と政右衛門の田地を他村から受戻すという措置は、組合にしてみれば、組合員の間に生ずるかも知れぬ不満をなだめるために、據んどころ無く取った措置である。『先祖株取調帳』を見ると、「無據」という言葉は、こういう文脈のなかで使われているようにみえる。ここまでのべたところで、話が横道にそれたのであるが、ここで話をもとに戻すことにしよう。実は私は、「無據」という言葉の意味するところについて、『取調帳』の文脈をそっくりそのままに受け取らないで、つぎのように解釈してみたい、と考えるのである。つまり、幽学の門人になろうとしない助左衛門のために、田地を受戻してやるというのは、組合としては本意でないが、全村加入運動の根本にある目的を考えると、それは據んどころ無い措置なのだ、という意味である。私の解釈について、さらにくわしくのべることにしよう。

助左衛門は、一八四五年以前にすでに、もしかすると一八四一年（天保一二年）度の全村加入運動の折にすでに、組合への加入の意思を表明したのかもしれない。彼が、一八四一年に、

《ノート》 下総長部村先祖株組合の性格に関する一考察

他の村仲間といっしょに、林伊兵衛の資金を斡旋してもらっている事実があるので、右の推定に全く根拠がないわけではない。もっとも、彼が何時加入の意思を表明したかは、それ程大きな問題ではない。問題なのは、彼が、加入の意思表明にさいして、組合に対して二つの条件を申し入れた、とみられることである。ひとつは、幽学の門人にはならない、という条件である。もうひとつは、字兎田、下田、一反三畝六歩を、組合に出資するつもりであるが、この田地は他村へ賃地に入っているので、組合の資金を使って受戻してもらいたい、という条件である。こういう二つの条件を申し入れた、という点を直接に立証する資料はないが、前後の状況から判断すれば、このように推定しても決して不合理ではないと思われるのである。それはともかく、私の解釈をさらにつづけることにしよう。

組合の側からいえば、助左衛門の申し入れた二番目の条件は、認めかねるとはいにくいものであったであろう。というのは、潰れ家再興組合員のために、多額の資金を使って、先祖株の貸付けをはからってやる、という措置が、すでに実施されていたのだからである。しかし、助左衛門の申し入れた一番目の条件は問題であったであろう。というのは、これを認めるならば、先祖株組合の、幽学門人会という建前が崩れてしまうことになるからである。

結局のところ、組合は、助左衛門の申し入れた一番目の条件

(一)

については、これを撤回させ、幽学の門人になるように、更に説得を続けることを含みにして、さしあたり、二番目の条件を受け入れることにしたのであらう。ただし組合は、助左衛門の田地を受戻してやるについては、田地を「丹精修理」しているから、ということを表向きの理由にあげることとしたのであらう。また、この表向きの理由に合せて、古参組合員である政右衛門の田地も同時に受戻してやることとし、助左衛門の便宜のみをはかるわけではない、という態度を組合員に向かつて表明することとしたのであらう。

さて、助左衛門の田地を受戻してやる、という措置は、一八四五年（弘化二年）に実施されるのであるが、組合は、助左衛門の申し入れた一番目の条件をめぐって、さらに説得を続けたのであらう。しかし、助左衛門は、断固としてこの条件を固執したのであるようにみえる。そして、組合の方でも、ついにこれに根負けする形で、翌年の一八四六年（弘化三年）に、幽学の門人ではなくても組合加入を認める、と決定することにしたのである。

しかし、問題の実際のけりは、前年の一八四五年において、助左衛門の田地を受戻してやると決めたときに、すでについていた、といわなければならない。そのときに、組合幹部の間で大勢をしめたのは、多分、つぎのような意見であつたらう。つまり、組合としては確かに幽学門人会という建前を守ることが

大事であるが、長部村の復活再生をはかることが全村加入運動のそもその目的であるから、助左衛門を説得して幽学の門人にする、ということにあくまでもこだわるのは得策ではないであらう。それにまた、助左衛門の加入を認めたにせよ、組合員のなかで、幽学の門人でないのは、新左衛門の後家、まつ、を別にすれば、助左衛門だけなのであるから、それによって、幽学門人会という組合の性格が全く失われてしまうわけではないであらう。こういう意見である。

助左衛門は、このようにして、幽学の門人にならないという彼の意志を、ついに貫き通したようにみえる。これは、組合幹部たる村役人層の立場からいえば、幽学の門人になることを組合員資格の絶対的要件とはしないことにした、ということにほかならないのであるが、この瞬間において、長部村先祖株組合は、今日の農村協同組合と同じく、思想、信条の区別なく、村仲間の全員を包みこむ組織となり、十全な意味で「村ぐるみの組織」と呼んでよいものとなるのである。

もつとも、私は、長部村の組合は助左衛門の加入以前においては「村ぐるみの組織」という性格を少しもたなかつた、とまでいう積りはない。組合幹部たる村役人層の本音は、長部村の復活再生をはかるために、村仲間の全員を組合に組織しようとするにあつたのであり、だから、その意味では、長部村の組合は、初めから「村ぐるみの組織」となるべき素地を持つ

ていたであろう。しかし、私がここで特に強調したいのは、長部村の復活再生をはかるという村役人層の熱意があったからだけではなくて、幽学の門人にはなりたくないという助左衛門のゆるがぬ意志があったからこそ、長部村先祖組合の「村ぐるみの組織」たる素地が、前面に現われてくることになったのだ、ということなのである。(未完)

注(1) 組合認可申請書は、「乍恐以書付奉願上候」と記された文書である(千葉県教育会編『大原幽学全集』、二六九～二七〇頁所収)。なお、組合が領主から許可を受けたのは、一八四〇年(天保十一年)八月一七日であるらしい(千葉県教育会編『大原幽学全集』、二七四頁)。

(2) 先に見た組合認可申請書によると、長部村の家数は、「明和年中」(一七六四～一七七一)には「四拾軒程」もあったのが、およそ七〇年を経過した天保十一年(一八四〇年)にはたった「廿四五軒」にまで減少している。村役人層は、これだけ多数の潰れ家が生じたのは「不埒之者」がいたからだ、と考えている。しかし、いうまでもないことであるが、これだけ多数の潰れ家が生じたのは「不埒之者」がいたからではなからう。村が商品経済の波に洗われ、この波にうまく乗り切れなかったから、多くの潰れ家が生じたのであろう。

《ノート》 下総長部村先祖株組合の性格に関する一考察 (一)

また、商品経済の波とともに入りこんでくる、さまざまな新たな価値観が、村のなかにもとからある古い価値観とぶつかり合う。このようにして、古い価値観の持主からすれば、「不埒之者」とみえる者が多勢現われる、ということになるのであろう。

(3) 幽学は自己の学説に「性学」という名前をつけた。

岩橋氏は、彼の学説を評し、「大体の傾向からいえばその説宋儒の学を根柢にしたもので」あるが、「元来説書の人にあらず窮理の人にあらざる彼はただ実践道德に益するものを採用して学説に偏する所がない」とのべている(岩橋遵成『大日本倫理思想発達史』巻下、目黒書店、一九一五年、七六八頁)。前田氏は、「彼(幽学をさす——引用者)の思想は祖先の祭祀と知足安分の生活を強調し、勤儉貯蓄によつて、農村の荒廃(荒廢)に向かいつつある農村、というべきところか——引用者。傍点も同じく引用者)を復興することにあり、その根本思想は佐藤信淵や二宮尊徳らと同様である」とのべている(前田一郎『大原幽学』、河出書房『日本歴史大辞典』第二巻、一九六八年増補改訂版、二八六頁)。つけ加えていえば、幽学の学説の根柢には、津田氏のいうところの「儒教的仁政思想」が存在していた、と見てよいのではなからうか(津田左右吉『文学に現はれたる我が國民思想の研究』(四)、岩波書店、

- 一九七八年、二四二～二四三頁、二八三～二八四頁、二八八頁参照)。なお、幽学思想については、前掲、小林「大原幽学論」、奈良本辰也・中井信彦『二宮尊徳・大原幽学』(岩波書店、一九七三年)参照。また、幽学という人物を客観的に考察した論稿としては、藤森成吉(一九四一年稿)「農民の指導者、幽学」(『藤森成吉全集』第一部第九卷、小峰書店、一九四八年、三〇五～三二七頁)、野村兼太郎『江戸時代の経世家』(ダイヤモンド社、一九四二年。同書は、『近世日本の経世家』泉文堂、一九四八年、として再刊)参照。
- (4) 「為取替置一札之事」(『大原幽学全集』、二六四頁)。
- (5) 先祖株組合に「貯蓄組合」という名前を与えようとする見解もある(『大原幽学全集』、二六四頁)。私は、「共済組合」という名前を与える方がよいと考えるが、そのときに、私は、飯田伝一氏の考えをひきついでいる。飯田氏は、「先祖株は、これ一種の共同財産制で、いわゆる共済会とか、相互扶助法、とでもいうべきものであろう」とのべている(飯田伝一『大原幽学の事蹟』、東興社、一九三四年、一〇一頁。傍点は引用者)。だが、残念ながら、飯田氏の後年の著述においては、先祖株組合を「共済会」と見る観点が失われているようにみえる。この点については、飯田伝一『大原幽学先生』(洋々社、一九五四年、二六～二七頁)参照。
- (6) 前掲『大原幽学全集』、七三八頁。
- (7) 幽学の関心を農村に向けさせた事情にかかわって、ここで、長部村先祖株組合の全村加入運動において最も指導的な役割を果たしたのは、名主、遠藤伊兵衛と、その子息で名主見習の良左衛門であった、という点に留意しておきたい。野村氏は、幽学が一村改善の事業に力を入れることとなったのは、遠藤父子の「熱情」に打たれるところが大きかったからだ、とのべている(野村『江戸時代の経世家』、三一二～三一三頁)。私もまた、野村氏の見解に全く賛成なのであるが、この点に留意しながら考えると、幽学の着想が子孫永統講から先祖株組合へと移行するというのも、遠藤父子の「熱情」に打たれたからであり、その結果、幽学門人会でもあり共済組合でもあるという組織を、明確に農村向けのものとしてつくりあげる、という考え方に落ち着くこととなったのではなからうか。しかし、この点については、なお今後において精細な考察を必要とするであらう。
- (8) 林伊兵衛が「割元」名主であったという点は、千葉県史編纂審議会編『千葉県史料近世篇下総國上』(千葉県、一九五八年、三一九頁)によって確かめうる。「割元」名主については、千葉県香取郡古城村教育会編『古城村誌前篇』(一九四三年)のなかに、つぎの

説明が見られる。「名主には、割元代々年番の三つの階級があった。割元名主と云ふのは名主中の大名主で、その当時の司法と行政の事務を取扱って居た」(『同右』、一八七頁)。林伊兵衛という人物については、なお前掲、中井『大原幽学』、一二一～一二三頁参照。

(9) 前掲『千葉県史料近世篇下總國上』、三一九頁。なお、林伊兵衛が提出した組合認可申請書の内容について、くわしくは、後出、注(25)を参照されたい。

(10) 幽学が裁判(注(13)をみよ)のために提出した書類によると、「長部村の儀は明和年中は四十軒の家数追々退転致し天保元年には二十四軒に相成り」云々と書いてある(前掲『幽学全書』、「附録」、一四二頁)。これが正しいとすれば、天保一年に至る最近年に潰れ家の取立てが行われ、その結果、天保元年の「二十四軒」という家数が、それ以下に減少するのが喰いとめられているのだ、と見ることできよう。

なお、「亟に弘化二年関東御取締の歎帳」がについている、「関八州取締役の控帳」といわれる資料があるらしく(山田角次郎『香取郡誌合巻』巻之五、一九〇〇年、一頁)、これによると、長部村の高は、二四八石二斗八升六合、家数は、二三軒であるという(『同右』、一九頁)。ついでにその内訳を示せばつぎの通り。高二〇〇石、家数二三軒、清水御領知。高一九石五斗

二升八合、無民家、高木清右衛門支配。高二八石七斗五升八合、無民家、山角市右衛門知行。

(11) 長部村先祖株組合の「地株代金」は、一八四一年(天保十二年)には、前年までの五五両に、この年の増加分七〇両を加えて、一二五両となるはず。『先祖株取調帳』には「百貳拾両」と書いてあるが、これは誤記であろう。

(12) 幽学が一八三六年(天保七年)に起草した子孫永統講の「誓約」によると、門人は、「博奕、不義密通、諸勝負、女郎買、狂言・手廻・淨瑠璃・長唄・三味線之類ひ人の心浮るゝ所作、強欲、謀計、器量に不応大酒之事」を禁止されるほか、「右に記所は勿論、其外分に応ぜぬ奢りケ間敷儀、且危き身の行ひ方、一切仕間敷」と誓わなければならないのである(『大原幽学全集』、七三八頁)。

(13) 長部村の農家の判断は甘かった、ということが後になってわかる。というのは、長部村先祖株組合は、一八五二年(嘉永五年)に、幕府の嫌疑を受け、足かけ六年に及ぶ長い裁判の後、一八五七年(安政四年)に解散を命ぜられるからである。幽学もまた、この裁判で有罪となる。

(14) 田尻稻次郎編『幽学全書』(同文館、一九二一年)、一五～二二頁。千葉県内務部編『大原幽学』、二七一～

二七九頁。中和国民学校校編『大原幽学言行録』(刀江書院、一九四一年)、七三〜七六頁、一三四〜一三五頁。農業発達史調査会編『日本農業発達史』第一卷(中央公論社、一九五三年)、一六二〜一六五頁。中井『大原幽学』、一五一〜一五二頁、一六四頁。

なお、いささか本題を離れるが、名主伊兵衛が、耕地整理の実施と結びつけて、小作料収入の増加を計画した、という点について、ここでのべておきたい。

名主伊兵衛は、一八四一年(天保一二年)に、幽学の指導により、字八石の所有田の耕地整理を行うのであるが、それに先立って、関係田地の測地図を作製している(「字八石方田地有町分附米控」『大原幽学全集』、二九六〜三〇一頁参照)。この測地図によると、実面積は、「字坂下八石」の田地が六九〇坪余、「字八石上より」の田地が四〇五四坪、合計四七四四坪余であった。これを反別に換算すると、一町五反八畝余となる。この「附米」(小作米)は、「当時四一俵〇五升」であった。右の実面積にもとづいて計算すると、「一反付二俵六分」の小作米を徴収していたことになる(『同右』、三〇〇頁)。

さて、伊兵衛は、恐らく、耕地整理によって反収の増加が見込まれることを考慮に入れるならば、実面積一反につき三俵の小作米を徴収してもよいはず、

と考えたのであろう。そうすると、小作料収入は、現在の四一俵余から四七俵余りに増加することになるであろう。しかし、いきなり小作米を三俵に引き上げるのではなくて、二俵六分という小作米を、「当丑年より申年迄(一八四一年から四八年まで——引用者)八ヶ年之中如斯」とするのである(『同右』)。

つまり、向こう八ヶ年は小作米の高さを現在のままに据置く、というのである。そして、その先、「申年より子年迄(酉年より丑年迄、と書くべきところであろう。したがって、以下十二支の年号はひとつずつ繰り下がるはず——引用者)五ヶ年之中、一段に付式俵七分也。丑年より巳年迄、五ヶ年之中、宍段に付式俵八分也。午年より戌年迄、五ヶ年之中、宍段に付式俵九分也。亥年(先にのべた如く十二支の年号が繰り下がるから、ここは子年と書くべきところ——引用者)より宍段に付三俵附と成也。此地面相直り、何程取揚げ候共、附米の儀は、永年はより上げべからず」とする(『同右』)。つまり、一八四一年から八ヶ年は二俵六分に据置き、その先、五ヶ年毎に一分ずつ引上げ、一八六四年(子年)から、三俵の小作米を徴収することとし、それから先は、どれだけ反収の増加があっても、小作米を引き上げないことにする、というのである。なお、この点については、中井『大原幽学』、一

五八〜一六一頁参照。

- (15) 杉本勲『近世実学史の研究』（吉川弘文館、一九六二年）、三〇四〜三〇五頁、三一四〜三一八頁。中井『大原幽学』、一四六〜一四八頁。

- (16) 中井『大原幽学』、一三二〜一三五頁。

- (17) 田尻編『幽学全書』、「附録」、一二〇頁。

- (18) 中井氏は、林伊兵衛の貸付金が「無期限、無利息」であった、とのべている（『同右』、一三六〜一三八頁。奈良本辰也・中井信彦『二宮尊徳・大原幽学』、岩波書店、一九七三年、四六九頁）。「無期限」というのは、返済期限について特に定めがなかった、という意味であろう。それが確かであるとしても、資金を借りている側には、できるだけ早く返済しなければならぬ、という道義的責任が負わされていたのであろう。つぎに、「無利息」という点についていえば、「書入地」の分については、確かに無利息であった、と見てよさそうである。例えば、茂十郎のばあい、彼は一八四一年（天保二年）に、林伊兵衛から一六両の資金を借り入れ、かやば、下田、一反七畝六歩を「書入地」として差し出している（中井『大原幽学』、一三四頁）。彼は右の田地を、五年後の一八四六年（弘化三年）に、組合資金を借り入れ、林伊兵衛に借金を返済して、受戻している。茂十郎がその時に組合から借り入れた金額は一

六両で（『先祖株取調帳』、弘化三年、下げ札参照）、林伊兵衛に返済した金額も同じく一六両である。だから、茂十郎が林伊兵衛から借り入れた資金は無利息であった、ということがわかる。このように、「書入地」の分については、林伊兵衛の貸付金は確かに無利息であった、と見てよさそうである。しかし、「質地」の分についても同様に無利息であったのか。この点は十分に明らかではない。ちなみにいえば、長部村の農家が林伊兵衛から借り入れた六五〇両のうち、一五六両については、一町九反余の田地を「質地」として、四九四両については、四町七反余を「書入地」として、林伊兵衛に差し出している（中井『大原幽学』、一三五頁）。

- (19) 『先祖株取調帳』において質地、という言葉がしばしば使われるが、そのばあい、「質地」と「書入地」との厳密な区別がなされていないようにみえる。私もまた、本稿においては、特にことわりない限り、『先祖株取調帳』の用法にならい、右の区別をしないままに、質地という言葉を使うこととした。なお、「質地」と「書入地」の区別について、中田薫『法制史論集』第二卷（岩波書店、一九三八年）、五二三〜六一一頁参照。
- (20) 安左衛門等、と私は書いたが、実は、この年に受戻された安左衛門、吉兵衛、嘉右衛門の三人の田地が、

すべて先祖株貸付制度のために提供された、と確かにいうことはできない。だから、安左衛門等、という表現は必ずしも適當ではない。

- (21) この五二兩二分という金額は、四反三畝二歩の質地が負担している借金の高さに等しい。この組合の会計記帳様式によると、質地を受戻したばあい、質地の負担している借金の高さだけ、組合の「地株代金」が増加する、というしくみになっている。したがって、つぎのような事例が生ずることとなる。組合は、一八四六年（弘化三年）に、四郎右衛門の質地、字台ノ下、上田、二反八畝一步を受戻しているが、この質地の負担している借金は四兩にすぎなかった（中井『大原幽学』、一三五頁参照）。だから、組合の「地株代金」は、この質地受戻しによって、たった四兩しか増えなかった。受戻した質地が、下田ではなくて、上田であり、しかも、その反別が三反近いのに、組合の「地株代金」が四兩しか増えないのである。この組合の会計記帳様式によると、右のような事例が生ずることとなる。このようにみとくと、『先祖株取調帳』にいう「地株代金」なるものは、組合の資産の内容をどのように表現しているものなのか、という疑問が生ずる。この点は、今後において精細な考察を必要とするであろう。
- (22) そもそも、相手に対して何らかの義務の履行を迫る

ときに、相手の便宜を考え、義務履行の困難の程度に応じて、一定の猶予期間を設ける、というのは、村の生活のなかでしばしば行われたことであろう。一例をあげると、名主伊兵衛は、自己の所有田の耕地整理に伴って、小作米の引き上げをはかるのであるが、これを実行に移す前に、小作人に對し、八ヶ年の猶予期間を与えるのである（前述の注（14）参照）。さて、話を先祖株貸付けの方に戻すことにしよう。組合幹部は、先祖株の貸付けを受けた組合員に、相當の代価を将来において償還させることとなるのであるが、当該組合員の便宜を考えて、償還の前に一定の据置期間を設けることとしたのであろう。では、この据置期間は何年であったか。ここで、右にあげた名主伊兵衛の小作米引き上げの事例を思い浮かべるならば、据置期間の年数を、小作米引き上げの猶予期間にならって、八年とした、ということはいえないことではないであろう。しかも、組合幹部の中心人物が名主伊兵衛であったということも、このさい十分に留意しておいてよいのではないか。

- (23) 中井『大原幽学』、一二二頁。
- (24) 『同右』、一三三―一三四頁。
- (25) 林伊兵衛は、長部村先祖株組合が領主清水家の認可を受けた翌年の一八四一年（天保二年）に、十日市

場村を分割、知行する領主たちに、先祖株組合設立の認可を申請している。申請書の表題は、「乍恐以書付奉申上候」となっている（前掲『千葉県史料近世篇下總國上』、三一九頁）。組合設立の契機が、長部村のばあいと同じく潰れ家問題にあったことは、申請書のつぎの文面によって明らかである。「潰家ニ相成基は、別紙奉差上候通、拾六ヶ條余之不宜行仕候より自然と破滅相招候儀と承知仕、依て御相給名主勘兵衛始、私親類其外連名之者共と相談之上、右拾六ヶ條余之不宜行一切仕間敷旨議定仕、先祖より持来り候田畑之内、金五両分之地所は先祖之地株と相定組合致、纏株除キ置候て、自分々々の暮方に少も是を不取用、農事出精相励、右除置候地株之得分ハ纏置、年来相立候ハ、追々潰百姓取立、相続人出来御百姓相ふへ候様仕度」（『同上』、三一九頁）。

なお、林伊兵衛が、領主清水家の認可の前例に励まされ、長部村のばあいと同じく、「村ぐるみの組織」をつくることを指向していたという点は、つぎの文面によって明らかである。「近村清水様御領知、香取郡長部村纏株議定書之儀は御見渡置之御印頂戴仕候ニ付、是を拝見之者毎ニ、此子孫ニおみてハ心得違者出来仕間敷と、衆人申事に御座候、依て私共猶々御印頂戴仕度儀ニ御座候、且又私共村方兩給入交り熟談候儀、且

全村方平和基ニ仕度儀ニ御座候、村中不殘組合置度存候え共、今般御伺之間ニハ合兼候、追々勘兵衛親類始、其外同志之者可有之哉ニ付、不顧恐右之趣御伺奉申上候」（『同上』、三二〇～三二一頁）。

(26) 先祖株組合の規約はつぎのように定めている。「此誓約之内、不仕合に付、致滅亡候者有之候共、此除キ株は一錢も相渡し申間敷事。然れども尅軒分に付百両以上之株にも当る程に積上り候上は、若致滅亡事に相成候へば、此誓約中一統相談之上、以其半株を其家名可為致相続様取立可申事」（「為取替置一札之事」、『大原幽学全集』、二六四頁）。